

書状にみる漢学者芳川恭助（襄齋）と医師小室元長の晩年の交流

—明治十年代の「芳川恭助書状集」をめぐる—

芳賀 明子

はじめに

本稿は、当館収蔵の小室家文書から、元忍藩の漢学者芳川恭助（襄齋）（一八二五～一八八六）が比企郡番匠村（ときがわ町）の医師小室元長（一八二二～一八八五）に宛てた明治十年代の書状の卷子「芳川恭助書状集」（当館史料番号小室家一一二八、以下は家名と番号のみ記載する）を翻刻し、二人の晩年の交流について紹介するものである。

一 芳川恭助（襄齋）と小室元長について

漢学者芳川恭助は忍藩儒芳川波山（一七九四～一八四六）⁽¹⁾の養子で、諱は俊遂、字は子良、号は襄齋。昌平黌に学び、忍藩の藩校進修館・培根堂で教えたが、明治九年（一八七六）、五十二歳の時に漢学の知識を乞われて埼玉県第一課（庶務課）の傭となり、⁽²⁾皇国地誌の編輯を担当する。⁽³⁾その後、明治十四年に羽生中学校校長に転身し、児玉中学校を経て川越中学校へ移り、中等教育に尽くした。⁽⁴⁾明治十九年一月に享年六十二歳で歿し、長久寺（行田市）に眠る。⁽⁵⁾

小室元長は比企郡番匠村で代々医師を勤めた小室家の五代目当主である。⁽⁶⁾小室家の医塾如達堂出身の鳥羽藩医安藤文沢に⁽⁷⁾医を学び、その

後足立長雋の下で約五年間蘭方や産科を修め、⁽⁸⁾天保十年（一八三九）から番匠村の自家で在村医として活躍した。

一方で、小室は十代後半に忍藩儒芳川波山が忍（行田市）の自邸に設けた漢学塾「四教塾」に入塾して漢学を学び、三歳年下の芳川恭助と友情を結んだ。⁽⁹⁾四教塾には近隣の名主や医師の子弟らが学んでおり、小室は彼らとも親交を持った。⁽¹⁰⁾小室の優秀さは、師波山の著作『学務知要』（小室家二三三七）を校訂し、序を寄せる程であった。⁽¹¹⁾

小室は師芳川波山からの書状を二巻の卷子（小室家一一二二・一一二三）に仕立て生涯大切に保管したが、芳川恭助からの書状二十六通も年月日順の卷子（小室家一一二八）に仕立て保管した。書状の期間には明治十二年から十八年までの七年間に及ぶ。この時期、小室は既に医業を廃し、持病のリウマチを抱えながら歴史や好古の研究に没頭し、「新編武蔵風土記」の謄写や慈光寺の重忠断碑の修復に意を注いでいた。芳川との文通でも、これらに関連する依頼が多く見受けられる。文通に当たって芳川は越生・小川等の郵便局留で郵送したが、小室からの書状は浦和の県庁内の芳川の元へ知人が直接持参することも多く、芳川は彼らから小室の病状や近況を聞きながら文通を進めた。

また、文通中には漢詩の贈呈や添削等の記事が多く見受けられる。

そこで、小室が編輯した漢詩集から芳川恭助(襄斎)関連の漢詩を抜出して巻末の補註に示したので、参考に御覧いただきたい(補註参照)。

二 翻刻「芳川恭助書状集」(小室家一二二八)

翻刻に当たり、「芳川恭助書状集」(小室家一二二八)に関連史料三点を加えて史料番号を振った。各書状の題名は『小室家文書目録』(埼玉県立文書館 一九九七)に拠り、夫々の書状に内容解説を付した。

史料一 「去ル九年九月ヨリ本県江出仕、史誌編輯勤務報告及病氣見舞ニ付書状」 明治「十二年」一月十三日(小室家一一二八一)

「爾来杳然絶音問候、倍御安静珍重存候、拙生健安如常、然は拙生儀去ル九年九月県令之辟命ニ応し本県江出仕、史誌編輯之事務担任罷在候、折々老兄之之事共想像罷在、遂ニ御疎音今日ニ至り候、此度、玉川郷町田儀ヲ以拙者之進止本庁第一課江御伺出被成、御懇切之段感荷之至ニ候、扱、老兄儀一昨年来通風症ニ御懸り被成御難儀之趣、嘸々御不自由遥察罷在候、御執筆御不如意之趣別而御当惑、御吟詠も御廃絶同様之儀ト被存候、拙生奉職以来頗繁劇罷在候、拙詩文も有之候間、他日付郵寄可申候、庁堂出勤中、援筆不能、縷々／一月十三日於県庁作書／芳川恭助／小室元長様／御病中折角御保齋専一二奉存候、豚尻修平儀、一昨々年より東京府庁江御採用ニ相成、同府庁御構内官宅ヲ賜り居住罷在候、若御出京ニも相成候ハ、御尋問相成度候、同人儀客歳七月頃より通風症ニ罹り、大ニ困苦罷在候所、東京府之病院之医員ニ治ヲ乞、百日余ニ而洗リト全癒ニ相成候趣ニ候、春暖ニも相成候ハ、京城江御一遊可然候、其内接眉、積年之胸鬱緩々御咄申度、従今相楽

罷在候、以来御文通も有之候ハ、左之通り御認可然、両三日ニテ相達し申候、此方より御文通致候節ハ、越生(オゴセ)郵便局江差向ケ候而宜敷候哉、如何／埼玉県庁内芳川恭助、以上／○県庁御構一官舎ニ僑寓罷在候／○旧忍表宿元相変儀無之一同平安、御懸念被下間敷候」

芳川は第二代埼玉県令白根多助¹⁷⁾に乞われ、明治九年九月から第一課(庶務課)の備出仕として史誌編輯事務を担当していた。小室が町田藤助¹⁸⁾を介して芳川の消息を尋ねたため、芳川は久しぶりに小室に近況を書き送った。小室が痛風の為に執筆や吟詠に不自由を来していると推測し、自分も繁忙だが他日に自作の詩を送ると述べる。二人にとって漢詩が共通の関心事であることが窺える。また、文通について芳川は「埼玉県庁内芳川恭助」と書けば二三日で届くこと、小室へは越生郵便局留で送りたいと伝えている。他に、芳川の息子修平¹⁹⁾が東京府に採用され、痛風を患ったが完治したことを知らせているが、修平が東京府師範学校に勤務したのが明治九年であることから、これを一昨々年とすれば、この書状は明治十二年のものとなる。小室は五十八歳、芳川は五十五歳である。この書状を機に、二人の文通が始まる。

史料二 「一月中足立郡伺之義ニ付返書状」 明治「十二年」三月二十日(小室家一二二八一)

「拙作中○茗鬢(元昌平鬢ノ異名ナリ、御茶ノ水ノ側ニアル故ニ此名アリ)／寒暄不順之候、弥御清福奉遥祝候、拙生健飯如常、然は今廿日、別所村副戸長村田彦三県庁江出頭、老兄より御伝語之趣委曲領承致候、一月中足立郡足戸村地名伺之義早速御達し可申筈之処、今春より児玉・賀美・那珂三郡地誌検討ニ取懸り居、因テ足戸地名之儀未調査ニ不及候、追而御達し可申候間、左様御了承有之度候也／兼而申進

候通り、拙生史誌編輯局検討担任罷在候／一、去月十三日発之御手簡落手、詩文稿一卷拙刪致候様御附属之趣領承致候、然ルニ先考文宗府君三十三回忌辰ニ付休暇ヲ乞、去月十七・八日頃帰郷家祭執行、東京ヨリ親戚共罷越数日淹留、本月三日帰県致候、爾来管内郡区改正之事起リ事務繁劇、因テ稿本拜見乍存稽緩ニ及候、右改正之儀も置県以来之一大变革、去ル十七日ヨリ従前之区画被廢、郡役所被置郡長・郡書記ヲ置カレ申候、人名別楮ニ記載シ、御心得迄ニ不取敢及報知候也／一、其後御病牀杯如何御消日被成候哉、折々想像罷在候、嚙々御困難遙察罷在候、春寒之候、折角御保養是禱候、御同然齡踰半百追々暮年ニ至不勝慨嘆也、右ニ付思ひ出シ候、今年木原元礼（昌平鬢ニテ相交ル故人、元ト土浦藩士、近コロ本県中学校教師ニ聘セラル）ニ廿余年振りニテ面会、其節之拙作一章供一察候、右延引ナカラ及御回答候也、草々不宣／三月廿日夜灯下執筆／遂拜復／笠山盟楮楮右／御文稿拝閱相了候ハ、越生・小川両郵便局江向ケ還呈可致候条、左様御了承有之度候、以上」

史料二の最初の一行は追書で、芳川の自作の漢詩の語句の説明である。別所村副戸長村田彦三が来庁して小室の伝言を伝えた。小室は以前、好古仲間の内山作信20)の間で疑問となった「足戸」の地名を地誌編纂中の芳川に尋ねたのだが、芳川はまだ未調査であった。また、小室は二月十三日に詩文稿の添削（後述）も頼んだが、芳川は父芳川波山の三十三回忌の執行や、埼玉県の郡区改正事務21)の繁劇により未了であることを詫びている。更に、芳川は昌平鬢で親交のあった元土浦藩士で高名な儒学者木原元有（老谷22)）が、白根県令により中学校に招聘されたことを知らせている。この木原の来県が、後に県庁職員を中心と

する詩歌の投稿誌『麗和新誌』が刊行されていく契機となる（後述）。

史料三 「郡長姓名表及明治十二年三月十九日廿日兩日郡長并郡書記拜命人員表」 明治「十二年」三月二十日（小室家一一二八―三三）

「郡長姓名／郡役所／浦和 北足立新座郡長 岩槻士族平野政信／岩槻 南埼玉郡長 斎条村平民松岡半六／行田 北埼玉郡長 本川俣村平民 堀越庭七郎／杉戸 北葛飾郡中葛飾郡長 上手子林村平民川辺郷左衛門／熊谷 大里幡羅榛澤男衾郡長 忍士族鈴木敏行／大宮郷秩父郡長 秩父平民宮沢直蔵／松山 比企横見郡長 川越平民鈴木庸行／川越 入間高麗郡長 北河原村平民長谷川敬助／本庄 児玉賀美那珂郡長 横瀬村平民荻野竹五郎／〆／明治十二年三月十九日廿日兩日郡長并郡書記拜命人員如左／松山 鈴木庸行 十四等 酒井信政 十五 松井寛 十六 佐野正儀 十二 鳥居忠恕 十四 小高親根 松崎又十郎 原作衛／浦和 平野政信 十一等 倉田春平 十二 秋元康恕 高橋庄右衛門 諸木弥十郎 十四 岡村正貞 莊惟善 八木橋七兵衛／岩槻 松岡半六 十一 西脇時治 十二 平井光長 十四 永田正吉 清水圭太郎 樋口利喜太郎 十六 河野孝義 十五 武藤広／行田 堀越庭七郎 十一 佐藤坤蔵 十二 松本忠章 安藤正美 原孟辰 十五 飯田銀吉 村上多熊 岸田宗泉／熊谷 鈴木敏行 十三 岡行忠 大竹貞時 庭井保満 十四 青柳恒 十五 中嶋豊 十四 権田健長 小嶋録蔵／本庄 萩野竹五郎 十二 小泉寛則 十七 佐々木芳行／杉戸 川辺郷左衛門 十六 渡辺徳太郎 十七 小柳顕旦 嶋村直三 十二 池田鴨平 十三 中村元治 関口桂齋 戸張七郎／川越 長谷川敬助 十一 三原教徹 十二 永井貞義 十四 松本泰吉 十五 今井田義光 高雄純一 十三 岡部三五郎 十七

高柳為吉／等級・月給 十一・廿五円 十二・廿 十三・十八 十四
 ・十六 十五・十四 十六・十二 十七・十」

史料三は、史料二に同封された郡長・郡書記の一覽表である。

史料四 「新誌一月分出来開益社ニ於発行及び県庁内の様子等二付書状」 明治「十二年」五月十四日(小室家一一二八―四)

「玉川郷高山氏携来候御手簡今十四日落筆、即拝展、清和之候益御清福奉遥賀候、拙生健飯如常、高山氏之説話ニ御旧病少々ハ御弛ニ相成候哉之趣伝承、祈慰之至リニ候、無間斷御薬用可然候／一、足戸之考証決而遺忘ハ不致、其内否申進候／一、過般御預リ申置候御文稿等閑ニ付シ候様相当リ奉謝候、此程郡制改革之義ニ就而は、県庁設置以来之一大变革ニ而、右取調等非常之繁劇、夜以繼晷候程之義、旁以遂ニ致此稽緩候、御亮察可被下候、昨今稍旧ニ復シ候様相成候、不日拜見、小川村郵便局江向ケ差出し候心得ニ候間、此段左様御領承有之度候也
 ／一、麗和唸社々費兒玉氏江相渡、即領収証一葉高山氏江授与致候、新誌も一月分出来、開益社ニ於発兌ニ相成候、斯遷延致候儀ハ、内務省へ上申、允許ヲ不得レハ鏤版不相成筈ニ付、彼是手数も相成、漸事濟ニ相成候、自今以後ハ例月速ニ発兌ニ相成、一冊定価六錢ツ、ト申事ニ候、右御回答旁、草々不宣／五月十四日朝於庁堂作書／遂拝復／笠山雅契研北／養蚕之候、御宅も嘸々御繁劇御察申候／当方小中学校・医学校共盛ニ有之候、然トモ教師之中可與談者僅ニ一兩名耳、其他悉皆斗筭輩ナリ」

玉川郷の高山忠三²³が小室の書状を届け、小室の病状が小康を得ていると告げる。足戸の件は未回答である。また、芳川が預かった詩文の添削(後述)は郡制改革の繁劇が漸く落ち着いてきたので、間もなく

送るとのことである。麗和吟社とは、県職員を主体とした漢詩・和歌の結社で、投稿誌の『麗和新誌』を刊行し、和歌は近藤芳樹²⁴、漢詩は史料二の木原老谷が評者であった。県官の児玉親之²⁵が会費の徴収を担当し、『麗和新誌』第壹号の漢詩の巻頭には、芳川の漢詩が採られている。²⁷この書状から、第壹号の刊行が遅れた要因が内務省の允許を受けるためであったことが知れる。また、漢学者の芳川は浦和にある小学師範学校・県立中学校・県立医学校の教師について、「過可與談者僅ニ一兩名耳、其他悉皆斗筭輩ナリ」と厳しい評価を下している。なお、小室家が養蚕も手掛けていたことが窺える。

史料五 「本年二月被遣候草稿拜見返却今春以来郡制改革ニ而多忙ニ付書状」 明治「十二年」五月三十日(小室家一一二八―五)

「冷暖不順之候、愈御安祥奉遥祝候、拙生健飯如常御挂念被下間敷候、此度御令息元貞子寓居江御来訪、初而得面晤、貴境之景況伝聞、極慰卑懐候、老兄御旧病兎角御同篇ニ而、洗リト御全治之場合ニ至リ兼候との趣、乍去御臥床ト申義ニも無之、不絶椅子上青縹ニ御親ミ被成候ハ御一幸之儀奉存候、御同然最早暮年ニ至リ候儀ニ付、御緩々御薬養專ニ奉存候、既ニ御令息君ニも御咄も致候通り、今秋杯官暇ヲ見計、久々ニ而高堂江一遊、積年胸鬱ヲ吐露致度ト心算罷在候、乍然、此一事未必トシ難ク候也／本年二月中高山忠三氏出県之節被遣候御草稿拜閱、今般幸便ニ付、御返却申候、御手際感入候、疾ニ御返壁可申筈之処、今春以来、郡制改革之事件ニ付、勤務上繁劇、其後、先考家祭等ニ而旧駕城江来往、旁以乍存意外之稽緩ニ相成、此段御亮察是禱候、右得芳意度、草々如是御座候、不宣／五月三十日 芳川恭助／小室元長様／又云、時下折角御保齋專ニ奉存候、県令三月下旬出京被致、

今以帰県無之候、来月ハ県会も有之候儀ニ付、不遠被帰候様相成可申候、豚児修平義、其後不相変東京府庁内官舎ヲ賜リ無事奉職罷在候、弟俊雄新聞屋之隊長に二而無事罷在候、此段御懸念被下間敷候ノ稿本中、拙生江寄懐之七絶感喟致候、就而は和韵御回答可申之処、吟思消散、因テ付他日候、以上」

小室の息子元貞²⁹が芳川の下を訪れ、小室の病状を知らせた。小室は寝たきりではなく、終日座つて青縹³⁰（書物）に親しむ状態であつた。

芳川は訪問こそ果たせなかつたが、二月に高山經由で預かつた草稿を閲覽して返却し、その中の芳川に寄せた七言絶句には、他日和韵を返したいと述べている。³¹また、芳川の息子修平が奉職先の東京府庁内官舎に居ることや、弟俊雄³²の新聞社での活躍振りを報告している。

史料六 「鳳翔閣ニテ県会議長投票、竹井満平議長ニ付外書状」 明治「十二年」六月二十五日（小室家一一二八一―六）

「本月廿一日附之華章廿五日於庁堂接手、即披展、梅天之候倍御清福奉遥祝候、拙生健飯如常、然は今春中被遣候畠山重忠断碑補接之紀事文、其後邈然忘却罷在、今回之御書面ニ而思ひ出し、稽緩ニ付シ候段奉謝候、日々事務ニ責立ラレ、因テ致此遺忘候請恕、不日拝見、小川郵便局江向差出可申候、右古碑建立之義ニ付詳細御取調之段敬服々、碑堂扁額忠愛二字も格別穩貼共も不被存候、何歟好字面も可有之相考、近日可供御一覽候ノ武田三雄義御親切御遇待之趣、同人母（即故鳳陽氏ノ妻）よりも折々拙生迄右之段御厚礼申述罷在候、三雄兄富之進ナル者、先達転役、獄卒ヲ脱シ北足立郡役所（即庁下浦和）之傭出仕ト相成申候ノ一、先達而中ハ令息元貞子御来訪、初而面晤、失敬鳴謝之至リニ候ノ一、如来示、今廿五日ヲ以テ於鳳翔閣（昨年新築師範小学

校ナリ）県会開筵、昨日之投票ニ而竹井満平（熊谷元本陣、号淡如）議長ニ相成、竹井懿貞（熊谷駅金物屋堺屋ノ養子）・根岸武香（友山ノ子、即今ノ戸主）之兩人副長ト申事ニ候、長次官并掛官員、其他近県（群馬・千葉・栃木・神奈川）之官員、東京新聞社員等傍聴有之候ノ一、高作、郷中昨夜人驅鬼、底計能驅^除旧病魔、驅ノ字重用ノ旨御申越シニ候得共、是レ邈然誤テ重用シタルニ非ス、古人集中転句ヲ承テ重用シタル例往々有之、他日其証左ヲ挙テ報知ニ及フ可シ、然トモ重用ヲ不面目ト御考被成候ハ、朱書之通りニテハ如何、驅除ノ二字ヲ分割シテ用ヒタルナリ、余ヲ以テ觀之、仍悉貫為是ノ右退庁後執筆回答ノ草々、余付嗣音ノ六月廿五日黄昏 遂拜ノ笠山小室雅契研北ノ時下溽暑別而御保養是禱、貴境青嶂緑樹暑月之候、別而不勝欽羨候、幸信ニ付悪作一兩首供晒政候、呵々、（継晷以燈欲写詩、蚊軍围绕無如何、竟閣筆、付他日）」

芳川は小室から撰文を託された「畠山重忠断碑補接之紀事文」³³を忘却していたことに気付き遅延を詫び、扁額の文字の再考も約している。また、武田三雄³⁴についての礼を述べ、鳳翔閣（県立小学師範学校）³⁵で開かれた第一回埼玉県会の様子についても報告している。なお、この書状には、小室の漢詩中の用字について意見が記されているが、芳川の漢学者としての見識の高さが窺える。

史料七 「高山氏来訪近況伝聞ニ付外書状」 明治「十二年」七月二十八日（小室家一一二八一―七）

「驕炎如燬倍御安靖奉遥賀候、拙生瓦全奉職罷在候、今日高山氏来訪、近況伝聞致処、御宿痾爾今御快方ニ無之趣、炎熱中別而御困却之義ト想像罷在候、重忠断碑紀文之儀大ニ稽緩ニ相成恐縮罷在候、今春被遣

候御文章ニ而宜敷トハ存候得共、先般懇ニ御申越之趣も有之候儀ニ付、尚愚考至急郵便ヲ以テ可申進候、（兼而御申越ノ如ク）小川郵便局ヘ向ケ左様御領承有之度候、三月頃より同僚も雑事務之手伝等致し、地誌検閲全拙生一人担当、旁以乍存時日遷延御海涵是祈、去月廿五日より県会開筵ニ相成、日々傍聴も沢山有之申候、此義ハ県会日誌ト申書日々印刷ニ相成候、右ニ而御承知可然候ノ一、豚児修平義暑中休暇ヲ賜り、昨日東京出発、寓居江も来訪有之、日本庶物示教ト申教課書三冊著述刻成、是ハ幼童ヘ示シ候書ニ而、卑近之事ヲ述ヘタルモノ也、右用事而已、草々、不宣ノ七月廿八日 芳川遂ノ小室元長様ノ時下別而御撰養專一ニ奉祈候、以上」

小室の病状は依然良くない。芳川は「重忠断碑紀文」の遅れを詫び、春に小室が送った文章で大方良いとしながらも、愚考を至急送ると述べている。遅れた理由としては、地誌検閲を一人で担当せざるを得なかったことを挙げる。また、第一回県会の様子や『県会日誌』の刊行について報告しているが、芳川のこの時期の一連の書状は、明治十一年に制定された三新法に依る明治十二年の県庁内の忙しさをよく伝えている。また、芳川は、東京高等師範学校に勤務する息子修平が、『日本庶物示教』⁸⁷という教課書三冊を著述刻成したことを報せている。

史料八 「重忠公石柱記文及び悪疫（コレラ）蔓延ニ付外書状」 明治十二年八月二十二日（小室家一一二八―八）

「古詩二章晚窓揮汗書執筆、草々作字不謹請恕ノ昨廿一日夕刻、小川啓三来訪、華章携来、即展閱、如来論秋熱如燬倍御安靖之趣奉遥祝候、拙生義本月二日より暑中休暇ヲ賜り忍旧廬江罷越、兩・三日前帰県致候、兼而御附属之重忠公断碑石柱記文段々稽緩ニ相成候段、御海恕相

願候、今春御申越之御書牘ニ抛リ一篇相綴り、即今便御送致ニ及候、拙悪不勝愧汗候、峯岸氏之意ニ相適シ可申哉、若シ御異存も有之候ハ、今一応相製シ候而も宜敷候、左衛門尉平行直之字面ヲ以テ相考候ハ、俗ニ云施主ナル可キ歟、或ハ重忠・行直ニ公ヲ追福ノ為メ建置セシ哉も難計、因テ愚存ヲ文中ニ記載致置候ノ一、扁額之文字ハ壮烈ノ二字ニテハ如何可有之哉、拙筆ニ而宜敷候ハ、右寸法御申越次第揮灑可致、此旨峯岸氏ヘ御相談可然候ノ一、御近製ニ絶感喟、即妄批還呈致候、拙生近作御促シニ候得共、日々史誌編輯ニ責立ラレ碌々詩賦不相綴、不本意之事ニ候、別楮ニ相録塞責迄ニ送致ニ及候ノ一、豚児修平義暑中休暇ヲ賜リ三十日程帰省罷越候、日本庶物示教ト申教科書三冊著述致候旨ニ而携来候、蒙髦ヲ教育致候迄之書ニテ、固ヨリ大方家示シ候書ニハ無之候ノ一、今廿二日長州侯ヨリ海辺秋風ト申課題御廻シニ相成、広ク相集メ、其先靈之秋祭ニ供シ度ト之思召、素ヨリ不問都鄙御広告ニ相成候ニ付、別紙写一葉進呈致候、御慰之御賦被成候而ハ如何、日限も程遠之事故、其内拙生も相賦シ可申候、本県ハ長州藩士許多ニ付、何程歎相詠シ候人も可有之、乍去足ル見作家ハ実ニ寥々タリノ一、悪疫蔓延、当所ニも既兩・三名死亡有之、実ニ相畏義ニ御座候、浦和裁判所長上野七等判事コレラ症ニ罹死亡被致候ノ右御答旁草々如斯御座候、不備ノ八月廿二日ノ芳川恭助ノ小室元長様ノ新涼在近折角御保齋是禱候ノ麗和吟社ニ編共立社ヨリ郵送被致、二重ニ相成候旨、何ニ欺行違候儀も可有之、其俣御受取置可被下候、以来一月十錢之社費御出金相成候上ハ、製本一冊ツ、送附致シ候テ、別ニ製本料ハ御差出シニ不及候旨ニ付、此段御領承可被成候、為念及御報知置候也ノ武田三雄ヘ伝言之趣、委細了承、彼レ寓居咫尺之事故早速可申通候」

最初の一行は追書である。玉川小学校教員の小川啓三が書状を持参した。芳川は重忠公断碑石柱記（後述）の撰文を仕上げ送ることとし、扁額の文字は「忠愛」を「壮烈」と提案し、自ら書すことも可としている。また、小室の漢詩を称賛し、自分は「日々史誌編輯二責立ラレ」漢詩を作る間もないと嘆く。また、長州侯が「海辺秋風」という課題で先霊夏祭奉納の詩歌を募集する事を告げ、その広告（史料一五）を同封し応募を促している。そして、埼玉県には長州出身者が多いが、見るに足る作家は僅かだとも述べる。なお、コレラの流行にも触れている。追伸で麗和吟社の冊子の郵送について報せている。

史料九 「今般申越之書面別紙之通り文面変換相選二付書状」 明治

「十二年」九月二日（小室家一一二八―九）

「昨一日午後五時頃小川啓三御手簡伝致、即披展、愈御安全之趣珍重、拙生健飯如常、過日差進候重忠断碑記文失実候ニ而御返却、更ニ一考候様御申越委曲了承、右ハ最前被遣候文面ニ拠リ撰文致候得共、何分一体之実事明瞭難相分、御書面而已ニ而は実ニ了解致兼候場合有之候、今般御申越之御書面ニ而事柄稍相分り候ニ付、則別紙之通り文面変換相撰し、僧巖耀之事ハ関係も無之儀ニ付相省キ、断碑修理之事ヲ簡易ニ相記シ置候、却而其方宜シカルヘキ哉ニ被存候／今日ハ生憎午後俚序当直ニ而不能就筆研、因テ昨夜撰文付貴价候也、右御答迄、草々不宣／九月二日 芳川／小室老国手／先般当所虎列刺病之儀鳥渡申進候处、爾来旧患者両三名避病院ニ而精々治療差加、追々快復ニ相成、其後新患者頓下無之候／温涼不順之候、折角御保齋是祈候、以上」

小川啓三が再び書状を届けている。芳川は重忠断碑石柱記文の書き直しを依頼され、再考して畠山重忠と関連があるとされる僧巖耀の事

は省いて断碑修理の事を簡易に記す方が良いと判断し、文面を変更した別紙を付した。³⁹ また、コレラ流行の鎮静化にも触れている。

史料一〇 「新編武藏風土記謄写依頼二付返書」 明治「十二年」十月七日（小室家一一二八―一〇）

「去月十五日・廿一日両回之御手簡郵着、即拝覽、如来示秋冷相催候、倍御安静之趣奉遥祝候、次ニ拙生儀無事奉職罷在候、然ハ古史通御献納之儀ニ付、跋文一篇外ニ県令江上申書一見、妄批還呈致候、昨年も鎌倉大草紙内務省図書局江闕本之部御献納有之、今般尚又古史通并或問御献納被成度との趣、篤志之段御奇特之事ニ候／古史通凡例写本御廻シ即瀏読致候／新編武藏風土記之事御尋問領承致候、該書ハ文化中林祭酒（林衡）之建白御採用ニ相成、文化七年起草、二十年ヲ閱シテ成リタルモノ也、旧幕府之時、御用ニ而村々江官吏派出シ精密ニ取調、実ニ有用之善本ニ有之候、只今県庁御蔵本本県管内十三郡丈ケ相揃有之候、是も群馬県より譲り受ケ、或ハ浅草文庫蔵書を借り写サセ候義ニ候、武藏全国ニテハ式百卷モ可有之候、然シナカラ一郡々々ニ相成居候事故大ニ都合宜敷候、就而は第一卷ヨリ第六卷迄ニテ、該書之義例・総国図説・任国革表・建置沿革等悉皆相分り申候、右六卷謄写之事御依頼有之、外ナラヌ御懇親之義故、拙生含ヲ以テ謄写為致差進可申候、幸ヒ編輯掛リ之写本類相認サセ候者有之候ニ付、其者ニ相命シ候て六卷急ニ出来可致候、該書美濃紙本ニ有之候、右六卷紙数少ナキ分十五枚、多キ分六十枚ナリ、御考之上御申越可被成候、用紙ハ其地ヨリ被遣候歟、又ハ此地ニ而相求メ候而も宜シ／一、北埼玉郡長ハ堀越庭七郎（即チ梅山也）忤ニ非ス（忤寛介ト称ス、予ノ門人ナリ）／一、下忍村学校教員渡辺真楫勾玉一件驚入候、告訴出願ハ熊谷裁判

所ナリ、浦和之方ニハ関渉無之候也、右御回答迄、草々、不宣ノ十月七日夜燈下 遂ノ元長老医伯青囊下ノ海辺秋風之御作、近日之内毛利公へ向ケ可致郵寄候、郵税式枚正ニ致落手候、拙生拙作後便可供御一見、以上ノ郵便切手一枚被遣、即チ貼用ス」

芳川は、小室が国に『古史通』・『或問』を献納する際の跋文一篇⁴¹⁾と県令への上申書を校訂した。また、当時小室は「新編武藏風土記」の収集に取り組んでおり、芳川が史誌編纂担当であることから、埼玉県庁所蔵の同書の謄写を依頼した。芳川は同書を「実ニ有用之善本」と評価し、埼玉県庁の蔵書が「群馬県より譲り受ケ、或ハ浅草文庫蔵書を借り写サセ候」と由来を述べる。芳川は編輯掛りの写本を担った者に写させることとし、用紙の手配を指示した。その他、小室が四教塾で共に学んだ友人の堀越庭七郎⁴²⁾が北埼玉郡長であり、自分の弟子の寛介ではないと述べる。加えて、国学者渡辺真楫が起こした小室家所蔵の勾玉に関する事件⁴³⁾にも触れている。なお、毛利公へ提出する漢詩は近日中に郵送の予定で、芳川の自作も後便で小室へ送るとある。

史料一 「武藏風土記写本作成外ニ付漢詩添書状」 明治「十二年」十一月十三日（小室家一一二八―一一）

「本月四日発御手簡及紙包箱道中完全郵送、即披緘、弥御安寧之趣、不勝抃熹之至候、拙生依然奉職罷在候、御消息是禱ノ古史通・或問跋文并県令江右献納願書看閱、文意通暢、孰ツレモ瑕疵無之様被存候、聊妄批ヲ加へ今便御返却申候、或問謄写出来次第早々御差出し可然候ノ武藏風土記写本之義、折角御依頼ニ付、御遣し之半紙野江相認様候写字之者江相命シ候、詳細来示之趣一々致領承候、半紙野四百枚、外ニ半紙認有之、本田・畠山之部図面補入之義致了知候、根岸方ニ而出

来之写本一見、随分拙悪ニ候、此分御預り申置、他日写本皆出来之節一斉ニ御返却ニ可申候ノ内務省図書館之方御内々御問合ニ相成候所、古史通ハ既ニ刊行に相成居候ニ付該書ハ御見合、或問而耳御献納被成度段至極宜敷候ノ右御回答、草々如是御座候、以上ノ十一月十三日芳川遂ノ笠山雅契梧石ノ見玉・賀美・那珂三郡々村誌悉皆編輯落成ニ相成、此間内務省江進達致候、此節ハ県庁歴史及大里郡村誌検閲ニ着手罷在候、○先日毛利公課題間際(キハ)ニ相成、倉卒相賦シ呈送致候、即チ左ニノ海辺秋風ノ潮勢挾風波蹴天。薔花捲雪浅湾辺。曾遊憶起西征興。赤馬関頭夜乗船。ノ潮漲海門秋気高。快帆入港破鯨涛。憶曾巖島弘治役。舳艫衝波討賊陶。ノ後作ハ彼ノ毛利元就ガ陶氏ヲ征討セシ事ヲ云タル積リナリ、チト議論ニ涉リタルヤウ故、後作ハ見合ニ致シ、前作一章ヲ差出シタリ、毛利公ニテ広く詩歌ヲ徵集シテ、後チ之レヲ印刷シ、詞章ヲ差出シタル人々ニ御配贈ニ相成候哉之趣ニ承り候」

芳川は小室の献納に関する跋文一篇と県令への上申書を校訂したが、内務省からは、古史通は既に刊行されたので、或問のみを献納するようにと指示があつた。芳川は「新編武藏風土記」の謄写を手配し、根岸家⁴⁴⁾の写本の拙悪さについても触れている。また、自身の仕事である地誌の編輯については、見玉・賀美・那珂の三郡が終了したと報告している⁴⁵⁾。他に、毛利公の課題を詠んだ自作の詩を小室に披露している。なお、毛利公は送られた詩を印刷・配布の予定とある。

史料二 「風土記謄写之義着手及謄写料金高料外ニ付書状」 明治「十二年」十一月二十九日（小室家一一二八―一一）

「高山氏携来候御手簡、昨日拙生留守中相達居候（二昨々日忍迄参候）、午後三時過帰宅、即披緘、弥御平安之趣奉賀候、当方無事罷在候、然

は、去ル十三日郵送之書牘延着ニ相成趣、其後十八日発之御手簡翌十九日来達、納本跋文之儀ニ付云々御申越シニ候得共、右ハ当方より差出し候書面ト途中行違相成候事ト存シ、其俣御預申置候、然所、今般尚又一通御認御申越ニ付、即チ昨夜燈下一読、卑見ヲ加へ前後両度分共御返却ニ及候間、御落手有之度候、去ル廿六日十一時過、爰元発勅、鳥渡忍表へ迄罷越、昨廿八日午後帰県致候、扱又今廿九日午後ヨリ出京、両國中村楼ニ於テ親睦会（第二会目ナリ）有之、右江出席致候心得、旁以甚多忙不能縷々ノ一、跋文之方ハ篤ト拝見致候処、是ニテ御差出シ可然候、県令へ之御願書ハ御申越ノ如ク男兄弟云々ノコトハ御見合セ之方可然ト被存候、只一意或問四卷献納文ケ事ニテ宜シ、因テ今一応御認直シ可然候ノ一、風土記謄写之義ハ先日申進候通其仁へ相托シ、既ニ着手罷在候、本田・畠山二村ノ方先へ相認メ候との趣承知致候ノ県序ニ而写本十行廿字或ハ十三行廿字とも一葉上等一錢五厘、其次キ一錢三厘ツ、ノ定価ニ相成居候、足下ヨリ御依托之分ハ一錢三厘ツ、ノ割合ヲ以テ相命シ置候間、左様御承知可然候、謄写料も以前ト違ひ高料ニ相成候、諸物価ノ十倍ニも至り候ト比較スレハ其苦ナルヘシノ右御答迄、草々、只今庁堂へ出頭前、不能縷々ノ十一月廿九日芳川ノ小室様ノ男衾郡（畠山村・本田村）写本一冊ノ右ハ今般御返戻申候也ノ一、比企郡武藏風土記ヲ取調候所、該郡分九卷有之、大抵一卷分紙数五六十枚前後ナリ、鳥渡申進置候也」

書状が遅延し行き違いになり、十八日発の小室の書状が届き、なお一通が二十八日に届いたため、芳川は急いで納本跋文について卑見を加へ小室へ返送した。県令への願書には直しを入れ、或問四卷の献納文に絞って書き直すよう勧めている。芳川は二十九日に両國中村楼で

書状にみる漢学者芳川恭助（襄齋）と医師小室元長の晩年の交流（芳賀）

開かれた忍藩士の集まりである第二会目の親睦会にも出席し多忙であるが、この会からは元藩主と藩士間の絆の強さが窺える。また、「新編武藏風土記」の謄写の委託と謄写料の昨今の値上がりを知らせている。

史料一三 証（武藏風土記男衾郡写本代領収） 明治十二年十一月二十九日（小室家一一二八一—一三）

「証ノ一、金貳円也 写本筆工料ノ右正ニ御預り申候也ノ明治十二年十一月廿九日 埼玉県芳川恭助ノ番匠村小室元長殿」

史料一二と同日に写本筆工料金二円の領収書が出されている。

史料一四 「古文書写十四通出来差送り候ニ付外書状」 明治「十二年」十二月十四日（小室家一一二八一—一四）

「写字芳意ニも相適シ申間敷候得とも、是ニ而御間ニ合候ハ、宜敷候ノ霜寒凌兼候処弥御安全珍重、老拙健飯如常、然ハ本田・畠山二村へ書足シ日本史之文古文書十四通出来之趣、写字生より昨十三日差出し候間則及御送致候、日本史之文鳥渡瀏覽致候処、返り点杯不施少々之謬り無之トハ難申候、一ト通り校閲致シ候ハ、宜敷候得共、短晷之折柄自然公事も夥多ニテ不能其義候、御急キ之趣先般御申越も有之候ニ付、不取敢通運会社ニ付シ差出シ申候、賃銀之儀ハ先払ニ致シ候而ハ少々高ク相成候ニ付、先日御預り申置候金員之内ニ而仕払致置候間、左様御領承可有之候也ノ十二月十四日 芳川ノ小室様ノ先日両國中村楼ニ於テ去月三十日親睦会第二回之集会有之（親睦会ハ旧忍藩知事初東京府下其他諸方ニ散在スル旧忍藩士向相会シ、互ニ相親ミ候会也）、浦和在職之向十五・六名出席、総人員七・八十名相会シ、囲碁・書画杯各自ニ随意娛樂ヲ取り候事ニ而、頗ル一愉快ニ有之候、其翌日伊太里亜国皇孫江為御馳走飾隊式大調練日比谷演習所ニ於テ有之、東京府

庁ヲ距ルコト半町許、因テ一見、実ニ壯觀ニ有之候、豚兒修平宅ハ即チ東京府庁御構内官舎ニテ、其前夜一宿致、因テ得此壯觀候ナリノ弟俊雄儀も東京新聞之主幹ニ而不相替消光罷在候ノ辰下次第二栗冽、折角御保畜是祈候」

本田・畠山二村及び古文書の写しが十二月十三日に出来上がり、芳川は通運会社に頼んで小室に送っている。また、史料一二の忍藩の親睦会の様子が具体的に知れ興味深い。加えて、長男修平の東京府庁舎の官舎に泊まり、日比谷演習所でイタリア皇孫への大調練を見物したことや、弟俊雄が東京新聞の主幹であることを述べている。

史料一五 「当家先靈秋祭ニ付詩歌奉納依頼状」 明治「十二年」八月（小室家一一二八―一五）

「来ル十月十五日当家先靈秋祭ニ当ルヲ以テ詩歌ヲ奉納セントス、仍テ兼題ヲ掲クル、左ノ如シ、ノ但、遠国ノ輩ハ十月上旬マテニ送致アランコトヲ乞フノ海辺秋風 料紙奉書堅詠草ノ明治十二年八月 東京芝区高輪南町廿七番地 毛利元徳」

史料八・一〇・一一で触れた毛利家の先靈秋祭奉納詩歌の兼題を埼玉県の罫紙に写したものである。ここに綴じられているが、明治十二年八月の通知であり、史料八と共に送付したものである。

史料一六 「古史通或問謄写及び風土記総説四冊出来地誌編輯大里郡分成稿外ニ付書状」 明治「十三年」四月一日（小室家一一二八―一六）

「西平村松川又平携帶之御手簡来着即披展、如諭春喧相催候、弥御安靖之趣奉遥賀候、老拙瓦全消光罷在候、先般は御令息御出県之節ハ御菓子料御惠贈御配慮之段奉謝候、其際一書相呈度心得罷在候所、御同人御出京被成度との趣ニ而御取急、遂ニ不能其義御無音打過候ノ去月

初旬比企郡役所吏員梶某出県、古史通・或問持參、拙生も一見致候、謄写も美事ニ出来、是迄不一方御心配御懇篤之段、実ニ御奇特之義奉存候、跋文綴込至極体裁宜敷被存候、其頃直ニ内務省図書局江御差出しニ相成申候、右ニ付、願書正副式通可差出との達シ有之候趣、総而諸官省へ士民ヨリ献本或ハ建白等致候節ハ、其当人ヨリ官省宛之上申書正副式通ヲ差出サセ、夫レへ県令添翰致シ候而進達ニ相成候例規ニ有之候間、以来共左様御領承有之度候ノ一、歳旦拙付之義御尋問塞責之悪作録別楮供御一察候、只々實際ヲ述候迄ニ御座候ノ一、昨年中御依頼之風土記総論総説八冊之内、四冊皆出来ニ相成、謄写も精々申付入念サセ申候、頗ル美ニ出来上り候様被存候、筆工料ハ兼而御預り之式円之内ニ而右代料支出致候所、式円四十八錢三厘ニ相成、四十八錢三厘ハ拙生方ニ而御取替致置候、此段鳥渡申進置候、皆出来迄ニテハ跡ト金三円位も相懸り可申哉ニ被存候、他日幸便之節御廻送相成度候、精算書ハ皆出来之節御廻シ可申候、左様御承知可被下候ノ一、地誌編輯此節大里郡之分稍成稿ニ相成候、引続幡羅・榛沢・男衾之三郡ニ及ボシ候心算ニ御座候、其間ニ歴史編纂の方へも着手致候義ニテ、不絶閑暇ハ無之候、只俗務之ウルサキ事ノ無之而已ハ甚宜敷候ノ一、梅山氏之事御申越、御想像之通りニ相違無之候、去月廿日辞表ヲ差出シ解職相願ハレ候得とも御聞濟ニ不相成候、尤同人義も近来ハ大ニ老体ニ相成、眼氣も相衰へ、加之健忘之気味有之、逆も長ク相勤続之訳ニハ參り申間敷哉ニ被存候、右御回答迄、草々不宣ノ四月一日 鹿台ノ笠山雅契ノ追々好時節、桜花も満開ニ相成、東山墨水も盛ナル様子ニ御座候、時下折角御保畜專一ニ奉存候、以上」

三月初旬に比企郡役所の吏員が古史通と或問の謄写を県庁に持参し

た。芳川は跋文を含めその見事な出来栄えに感心している。また、諸官省へ献本や建白をする際には、正副二通の上申書に県令が添翰をする例規を紹介している。その外、芳川の歳旦の贈呈、風土記総説中四冊分の謄写の完成と筆耕料の一部立替、自らの地誌編輯の進行状況と歴史編纂への着手などが報告されている。史料一〇で触れた北埼玉郡長堀越梅山（庭七郎）の辞表提出なども知らせている。

史料一七 「風土記謄写料金領収及び総国図原本二付書状」 明治「十三年」四月十五日（小室家一一二八一―一七）

「先般新年之拙什供御一察候処、溢美汗愧之至ニ候、御次韻被下候趣、他日御示是祈／本月四日附之華章今十五日朝高山氏伝致、即披緘、益御清適之趣奉遥祝候、当方瓦全消日罷在候、風土記謄写料金三円五拾錢被遣、高山氏ヨリ正ニ領収御預り申置候、悉皆出来上り候ハ、其節精算可入御覽候、右之内総国図原本ニ無之候ニ付、図面ハ相写シ不申候、右ハ浦和県ト相唱ヒ候節、筆工ニ付シ為写候節、筆工誤テ相脱シ、右掛り之官員も不吟味ニテ、其俣ニ致置候義ト被存候、幸絵図師御地ニ参り居候趣ニ付、右縮図一枚丈ケ御命シ可然候、総国図ハ該書第一卷目ニ御座候、風ト心付候ニ付、此段申進置候也／但し、該書ハ青山村根岸氏所藏候哉ト被存候／那珂郡広木邨瓊蕤神社之義ニ付御質問之趣領承、則別紙ニ相録及御回答候、右御答迄、草々如斯御座候、不宣／四月十五日退庁後走筆／遂／笠山雅契研北／花紅柳緑之好時節度々之狂風暴雨、与野町（県庁ヲ距ル廿四・五町）公園之桜花例年遊観候処、今春ハ休暇日毎トニ風雨等ニテ未得一遊候、一兩日中必然吟観致度心得ニ御座候、明後十七日、例之旧忍藩親睦会開宴ニ付罷出候様、今朝東京より報知有之候得共、雨天ニ而ハ出発相見合候積リニ御座候

／御端書旧駕城弊庵御尋問、御懇切之段奉謝候、宿元依然相変候儀無之、消日罷在候、二男源藏義ハ昨年冬迄浦和県立小学師範学校ニ留学、普通学科悉皆卒業（満廿歳ナレトモ学科卒業ニ付徴兵之厄ヲ免レタリ）、二級訓導補被申付、行田学校長相勤メ罷在候、三男進輔義ハ栃木県江差遣置、独逸医学稽古中ニ御座候、四男弥六、五男延輔右兩人共東京へ差遣置、学業稽古中ニ御座候、右之段鳥渡申上候／又云、只今大里・榛澤・幡羅・男衾之四郡地誌編輯着手中ニ候、此四郡終レハ引続比企・入間之方ニ及候手筈ニ有之候」

芳川は「新編武蔵風土記」の謄写料三円五拾錢を高山經由で受け取った。総国図は浦和県の時に筆工が誤って写し忘れ県庁保有のものには欠けているため、絵図師に別途命じると勧め、青山村の根岸氏が所蔵していると述べる。その外、那珂郡広木村瓊蕤神社に関する回答⁽⁴⁶⁾、与野町公園⁽⁴⁷⁾への花見と吟行、忍藩親睦会などにも触れている。また、次男源藏が行田小学校長、三男進輔が栃木県でドイツ医学を学び、四男弥六・五男延輔が東京で勉学中であることを知らせ、地誌の編輯状況についても伝えている。

史料一八 証（小室氏ヨリ送致之分写本代領収） 明治「十三」年四月十五日（小室家一一二八一―一八）

「証／一、金三円五拾錢也／但、小室氏ヨリ送致之分写本代／右正ニ領収候也／十二年四月十五日 埼玉県芳川恭助」

史料一七の冒頭部分に関する高山氏が持参した謄写料の領収書だが、年は明治十三年の誤記と思われる。

史料一〇 「過日御依頼の風土記四冊謄写出来候分廻送ニ付書状」

明治「十三年」四月二十九日（小室家一一二八―一九）

「去ル廿二日附之華章今廿九日坂本倭一郎携帶、即拜誦、晚春之候弥御清適奉遙祝候、拙生瓦全消光罷在候、兼而御依頼ニ相成居候風土記四冊謄写出来之分丈差出し候様御申越ニ付、則四冊被遣候挾板中江封入、御廻送申候、先日も申進候通り、総国図説ノ内、原本誤テ図面ヲ脱シ居候、他本ノ校訂スヘキ者ナシ、因他本ヲ以補入致度候、尤野紙中書キ入レ之所、紙ニ余白ヲ存シ置候／残り四冊も不遠内出来候義ト被存候、出来次第可及御通知候、一体原本中往々誤字相見申候、或ハ訓点等誤リ有之候、写生字之誤ニ非スシテ原書ノ誤リナリ、此段御領承相願候／右御回答迄、草々不宣／四月廿九日 芳川／小室雅契／先日与野町公園桜花吟賞蕪詞ヲ得タリ、録シテ一祭ニ供セントス、然ルニ執筆黄昏ニ際シ記載シ難シ、因テ他日ヲ期ス」

「新編武蔵風土記」四冊が仕上がり、総国図説中の欠落図の部分は余白を残し回送予定である。残り四冊も近く出来るが、県庁保管の同書は間違いが多いと述べる。与野公園桜花の漢詩は後日送りととなる。

史料二〇 「松山郡役所より該書拝借願外ニ付書状」 明治「十三年」

七月三日（小室家一一二八―二〇）

「去月十五日発之華章廿三日郵伝即展閲、梅天之候日々鬱陶敷候、益御清福奉遙賀候、拙生依然奉職罷在候、先般差上候写本御領収ニ相成、日本書記・東鑑等引合御校正之處、少々之加除も有之、先ツ完備ニ相成候旨、於拙生も安心罷在候、一体原本少々ツ、ノ謬誤有之、謄写人之罪ニ無之候／此程松山郡役所より該書御拝借之御願書伝通有之候、元来該書之儀ハ本庁ニ一部有之候而已ニ而、各課ニ於テ国郡其他村落

等取調之都度ニも入用ニ付、御貸シ下ケ難聞届趣御指令ニ相成候趣ニ承り候、尤当方江御当人代理ナリトモ御出頭、御拝借之義ハ御聞届相成候由ニ候、拙生相考候ハ、假令代理之仁有之、当方へ被參謄写候而は、自然費も相嵩ミ、甚おつかうなる事なり、冊数取調候所、二・三冊より四・五冊之分沢山ニ而、十冊以上ハ五部有之候而已、因テ、二冊位ノ者ヲ謄写為致、夫ヨリ四・五冊位ノ者、或ハ十冊以上之者ニ及ホシ、自少至多漸次ニ謄写為致候ハ、何ツト無ク卒業ニ至リ可申、固ヨリ一朝一夕之事ニハ參らす候、是迎も拙生在職中之事ナレハ、年来之交誼如何様共周旋取計も出来申候、此度風土記県庁本取調、別紙相録シ、御心得迄ニ差進申候、猶御熟考可然候／御手製佳茗御恵寄、從來嗜好之品気味芳烈、別而難有日々相樂罷在候、陳謝之心得ニ而拙作一章相賦未完了ニ不到、今回之間ニ合不申候、其故ハ地誌検討之外、歴史編纂ニ着手、日々図書中埋頭区々罷在候、御一咲可被下候、昨年歳晚得小詩、是述實際耳、録在別楮博一祭／一、近日謄写残り分出来次第被遣候、張り文庫中へ封入、小川駅八百屋長八留置差出し可申候／煩劇ニ取紛裁答稽緩ニ相成請恕、頓首／七月三日午後 裏台／笠山盟台研北／御宿痾差シテ御変りも無之候哉、湿涼不順之候別而御保齋是禱候、御同然不知不淺老境ニ垂トス、古詩ニ、昨日少年今白頭、偕々歎々／○御書中客月六日寿恵屋親睦会第三回目、旧忍・浦和ヨリモ夫々出張致候、拙生・楳坪俱ニ風邪中、竟ニ闕席致し候、不勝遺憾候／己卯歳晚書懐時余為埼玉県史誌編輯官／簿籍埋頭歳欲除、投身鉛槧嘆寸疎、雕虫小枝竟為累、呵筆寒窓拋魯魚／鹿台迂人草」

小室は先日受け取った写本の県庁の原本を、松山郡役所を通じて借りようとした。しかし、県庁各課では地域の取調の際に同書を使って

おり、また、庁内に複本が無いものもあり、借用は叶わなかった。「新編武蔵風土記」が庁内の仕事上で実際に活用されていたことがわかる記述である。また、近日中に仕上がる残りの謄写を小川駅の八百屋長八留で送る予定である。その外、仕事の繁忙の様子、御茶の御礼、第三回目の元忍藩親睦会に自分も川島榎坪⁴⁸も欠席したことに触れ、明治十二年大晦日に詠んだ編輯の労苦が知れる自作の詩を付している。

史料二一 「県庁蔵本新編武蔵風土記」〔明治十三年七月三日〕「明治十三年親友帖」(小室家五三一―一九)

「県庁蔵本新編武蔵風土記」総目録一冊、総国図説一冊、建置沿革三冊、任国革表一冊、山川名所附二冊、以上凡八冊／埼玉郡廿冊、足立郡廿一冊、葛飾郡十九冊、豊嶋郡十一冊、新座郡五冊、高麗郡九冊、入間郡廿冊、児玉郡四冊、賀美郡二冊、那珂郡二冊、旗羅郡三冊、榛沢郡四冊、大里郡二冊、横見郡二冊、比企郡九冊、男衾郡四冊、秩父郡廿冊／総計百六十五冊」

芳川は庁内の部数について史料二〇の書状に調査結果を同封した。総論部分は一冊だけだが、各郡については複数部数を有していたことがわかる。これらは各課で調査の際に使用されていた。

史料二二 「風土記四冊謄写出来送致及び謄写残金返却ニ付書状」

明治「十三年」八月十八日(小室家一一二八―一二一)

「秋熱如燬愈御清適奉遙賀候、拙生瓦全消光罷在候、予テ御依頼相成候風土記四冊謄写出来之趣ニ而筆工ヨリ差出し候ニ付、即通運会社ニ付シ、小川駅八百屋長八宛ニテ及御送致候、長々稽緩ニ相成候段請有恕、本文ト違ひ註文多クシテ、筆者も困難之趣苦情申出候ニ付、謄写料一枚ニ付弍厘之増シ払遣候、且書中少々、ノ謬誤も可有之、是ハ

原本不良ニテ筆工之罪ニ非ス、此段御亮察是祈候、御預り金残余之分三拾壹錢七厘及御返却候間、御領収有之度候、右書籍御入手相成候ハ、追テ御回答渴望罷在候／一、今夏暑中賜暇、即去月廿三日出京、夫ヨリ常州潮来へ罷越、千葉・茨城二県管内経歴小漫遊、格別愉快之義も無之、只新鮮魚蝦飽喫、江湖之景致も一入ニ存候、少々拙作等も有之候、乞書候者許多有之連日揮毫、炎熱中頗覺困却候／右用事而耳、草々不宣／八月十八日 遂／笠山雅契研北／写本之義本月一日頃出来ニ相成、拙宅ニ参り居候処、漫遊不在中其俣差置、去ル九日帰県致候、彼是取紛時日遷延ニ相成申候／今年ハ虎列刺病も至テ僅少ナルコトニテ大慶之至り候、折角御保齋是祈／謄写之義精算別記之通りニ候、是ニ而御了承有之度候也」

「新編武蔵風土記」の残りの謄写四冊分が出来上がり、通運会社に託し小川駅の八百屋長八宛に発送となった。芳川は本文との違いは筆工の誤りではなく、元々県庁の写本自体の間違いであると説明している。その外、暑中休暇の際の千葉・茨城への旅行や漢詩創作に触れ、揮毫を求める人が多く困ったと記している。また、コレラ病の流行は沈静化に触れる。併せて謄写費用の精算書(史料二三)を送付している。

史料二三 記(武蔵風土記謄写金領収ニ付) 明治十三年八月十八日

「明治十三年親友帖」(小室家五三一―三二)

「記」武蔵風土記／建置沿革 四 五十九枚、任国革表 五 五十五枚、山川名所附 六 三十枚、同上 七 三十六枚、合計百八十枚、右謄写料金弍円七拾錢也、但し一枚ニ付壹錢五厘／十三年四月十五日／一、金三円五拾錢也 写本代預り、但し高山忠三持参、内金四拾八錢三厘、先分某シ立替分引取ル／差引残而金三円錢七厘也、内、金弍

円七拾銭（写本四冊、紙数合計百八拾枚、但一枚二付、壹銭五厘）／差引残而金三拾壹銭七厘也／右銭余金及返納候也／十三年八月十八日（欄外・朱字）「沿革々表トモ註文許多騰写困難、増価ノ義筆工申出候二付、先前ヨリハ一葉二付式厘ヲ増シ与ヘリ」

史料二二に付した騰写費用の精算書である。沿革々表が本文とは違ひ騰写が困難のため、予定より増額したことを記している。

史料二四 「書籍館之義浦和書籍館ニ相成候ニ付外書状」 明治「十四年」二月六日（小室家一一二八―一二二）

「本月四日発之御手簡今六日朝高山忠三伝致即展閱、弥御安靖被成御重齡候趣奉遥賀候、拙生無事加算、御懸念被下間敷候、右年甫之御祝詞申述候／旧臘廿一日発之御書面廿二日郵着致候、風土記首巻国図欠缺之処、他本ヲ以テ御補入完全ニ相成候由、右二付、本庁所蔵本補入之義御申越、御懇切之段奉謝候、其内折も有之候ハ、又々可申上候／右書中御疑之ケ所御鈔録御質問委曲領承、則別紙ニ卑見及御答置候／一、以先長八伝言之趣御念入候儀ニ御座候／一、書籍館之義御申越シ、右ハ浦和書籍館ト相唱ヒ中学校ト合併ニ相成居、大抵之書籍ハ所蔵ニ相成居申候、右ハ誰ニ而も随意ニ拝見被差許候儀ニ有之候／一、客冬より非常之烈寒ニ而、近頃覺無之候苦寒之御作再三瀏読感喟罷在候、過般御示シ之客至之御作今般及御返却候、不相変静閑無事御吟詠欽羨罷在候、史誌編輯ニ従事シ、詩文之方廢絶同様之次第ニ御座候、去ル十九日県令蚤朝ヨリ觀雪之会ヲ催サレ、拙生も招飲ニ与カリ、其席上倉卒古詩一篇ヲ賦セリ、録シテ別楮ニアリ、御咲吟可被下候／右両回之御答草々如是御座候／不悉／二月六日 俊遂／笠山雅契／去月中ハ府下近古ニ稀成火災驚入候、幸悻修平・弟俊雄方共火地ヨリ遠隔故、

其災ヲ免カレ申候／一、拙生義旧臘三十日浦和発軻ニ而本籍へ罷越、去月十日頃帰県致候、爾後紛冗存御疎音相過候処、不図今朝高山氏来訪老兄之近況伝承、大ニ安心罷在候、以上」

小室は県庁本に欠けていた「新編武蔵風土記」首巻の国図を入手し、県庁本への補入を申し入れている。芳川は小室からの風土記に関する質問の回答を別紙に認め付し（史料二五）、小室が質問した書籍館について記している。その外、芳川は史誌編輯に従事し詩文の方は廢絶同様だが、白根県令が開いた觀雪会で作詩をしたと述べる。また、東京での大火で芳川の長男・弟は無事であったことにも触れている。

史料二五 「新編武蔵風土記巻之四ニ付書状」〔明治十四年二月六日〕
「明治十四年親友帖」（小室家五二―五）

「新編武蔵風土記巻之四／四十九葉 十年三月織田内府其臣滝川左近將監一益ニ上野国ヲ与へ関東ヲ管領セシム云々、六月織田内府父子滅亡云々／十九日、北條氏ト滝川一益金久保ニ戦テ是ニ勝ツ（分註略ス）、八月北條氏直甲州若御子ニ出馬、大道寺以下当国ヨリ発向ス（分註略ス）／十八年（朱字）（日を抹消）小田原兵乱（分註略ス）時、関白ノ命ニヨリ云々、（以下朱字）此十八日ハ十八年ノ誤ナランカ。然レトモ十年ヨリ十七年ノ間当国無事トセズ、若シヤ此間脱文アルカ、／答／○原書ヲ以テ参照スルニ、高案ノ如ク十八年ノ誤リナリ、是レ筆工適然致誤耳、且ツ校閱スルニ二十年より十七年迄ノ間脱文ナシ、七八年間当国無事トセズ、然トモ此條專ラ主トシテ建置沿革ヲ記スルヲ以テ、歴史編年記事ト其体裁ヲ異ニスルナラン」

史料二四の別紙である。芳川は小室からの「新編武蔵風土記」に関する質問の回答をこの別紙に認め同封している。

史料二六 「御次男之試験勉強法ニ付書状」 明治「十四年」三月二日（小室家一一二八―二三）

「去月廿二日発之御手簡廿六日相達、則展閱、如来論刺寒凌兼候、倍御安静珍重、拙生瓦全消光罷在候、然は玉川郷民家より出候古文書写一通御回送、詳悉御申越領承、同村地誌編輯參攷ニ相供シ可申、厚意奉謝候、華押之義来示之趣御尤之事ニ候、猶取調之上可及御答候ノ御次男勤殿試験之義ニ付、御当人先日御出有之御相談も有之候所、右ハ廿日ヤ三十日之御勉強ニ而ハ必及第ト申義難保、度々熟読暗記致候ヨリ外ニ術も無之、左候ハ、御帰郷之上、村学校教授之余暇ヲ以テ御精々之方可然、且試験受之義ハ遅速其本人之都合次第ニ而宜敷事なれハ、差而御急キ被成候ニも及不申候、因テ一ト先ツ御帰郷之事ニ相決シ候趣ニ御座候、猶委細御当人より御伝聞可然候ノ此度本庄俊篤朋友諸彦之詩ヲ輯録刊行致度趣、本庄宿八幡山辺及秩父辺諸作家ヨリも夫々差出シ候義ト被存候、御旧作ニ而も御差出し被下候ハ、当人も大慶致候儀ト被存候、製本出来之上、出詩之向へ御送り申候様子ニ御座候、御近隣有志之向へ御吹聴可然相願候ノ右御回答迄、草々不宣ノ三月二日夜燈下 遂ノ小室盟隸ノ去冬以来非常之嚴寒、御旧病不被成御勝候趣、暖暄之候在近、折角御保護專一ニ奉存候、以上」

小室は玉川村の民家から出た古文書を史誌編輯に役立つのではと芳川に回送している。また、小室の次男勤⁵⁰の試験準備について述べている。この試験が何を指すのかは不明であるが、芳川は、村で教員をしながら準備するよう勧めている。その外に、本庄の医師で文人の本庄俊篤（普一）⁵¹が漢詩を募集して発刊・配布を企図していることを知らせ小室に対し出詠を勧め、近隣へも吹聴するよう述べている。

史料二七 「羽生中学校訓導被申付候ニ付書状」 明治「十四年」五月四日（小室家一一二八―二四）

「清和之候弥御安静珍重、拙生無事消日罷在候、然は今春北埼玉郡羽生町外三十ヶ村聯合シテ羽生町江中学校ヲ設置致シ、同所之衆人協議之上、拙生ニ校長相勤呉候様北埼玉郡役所江出願候ニ付、郡長ヨリ郡書記ヲ以テ浦和寓居江差越、懇切ナル依頼有之、猶其後も来訪出張之義頼来誼不得已承諾致シ遣候処、直ニ郡長ヨリ其旨県令江上申ニ相成候ニ付、三月十五日羽生中学校訓導被申付候、仍テ同月廿三日浦和寓居引払、一旦忍表へ帰着致候、家具運搬荷車式輜ニ而十里之遠キニ引取、頗ル多端ナル事共ニ候、廿七日羽生町へ出張候処、学務委員・戸長等予之至ルヲ渴望罷在、優遇懇切ナルコトニ候、越テ廿九日中学校開業式執行、四月四日ヨリ授業相始メ申候、該校創始之際、法制も未相備不申、当分間甚煩劇ナル義に候所、昨今諸事追々整頓稍得閑申候、県庁之勤ト違ひ、文学之一事而已ニ而、外ニ可厭顧慮も無之、何ント無ク彼ノ柴桑居士帰田園之心地致候、右等之趣疾可及御報告答之処、転任忙擾罷在、因テ乍稽緩此段申進候也ノ五月四日 芳川恭助ノ小室元長雅契ノ東京博覧会之景況東台墨水之花事も只耳ニノミ、目未一睹ヲ不得、今春ハ転居サワギニテ辜負韶華空了三春、遂ニ花前之一盞ヲ挙ル不能、不堪遺憾候、浦和出發之際、三絶句ヲ得タリ、他日御咲吟ニ供シ可申候、以上」

芳川は元々明治四年まで忍藩の藩校の教授であったが、羽生町に新設される中学校の校長にと望まれ、県庁勤務を辞して中学校へ移った。創設時は煩劇の日々であったが、落ち着いた後の心境を「昨今諸事追々整頓稍得閑申候、県庁之勤ト違ひ文学之一事而已ニ而、外ニ可厭顧慮

も無之、何ント無ク彼ノ柴桑居士帰田園之心地致候」と述べ、教育の場に戻った安堵感を窺わせる。浦和出發の際、三絶句を得たとある。

史料二八 「羽生中学校移転遷校式執行ニ付外漢詩添書状」 明治「十五年」一月二十八日（小室家一一二八―二五）

「客臘廿七日發之華章三十一日郵着、即拝読、如來諭祁寒難凌候処、愈御清福珍重奉存候、老拙瓦全消日罷在候、御挂念被下間敷候、八王子殉難録序文并七絶四首拜見、則御返却申候、中山・狩野・金子諸氏之幽光ヲ闡發シ、之ヲ書ニ筆スルハ実ニ美事ニ御座候／＼、御旧痾兎角荏苒御痊癒不被成御起臥御不自由之趣、嘸々御難儀御察申候、御老境行楽も無之、屏居御消日御幽鬱ニ可有之、想像罷在候、今春ハ都合致、久々ニ而高堂ヲ御訪申度心得ニ候、県庁勤仕ト違ひ、少々之猶予ハ何ツレトモ相成申候／＼羽生中学校は迄小学校内之一舎ヲ仮用致来候処、差問之儀出来候ニ付、旧臘地ヲ同所市街之中央裏手ニトシ、修繕ヲ加ヘ工事全竣リ、本月十三日遷校式執行、事務頗繁劇旁以裁答致稽緩候、草々不悉／＼一月廿八日夜灯下 襄斎／笠山雅契坐下／嚴寒之候、御病牀折角御保養是禱／羽生值春／暖透硯池氷題消、闔窓朝日影揺々、郷鬻門外兩行柳、重見春風上翠条／俊遂未定稿／右一首供御咲啞候」

芳川は小室から送付された八王子殉難録序文と七言絶句の漢詩を賛している。羽生中学校は初め小学校内の一舎を使っていたが、市街の中央裏手に新たに移り、遷校式を行った。一段落した芳川は小室に「羽生值春」と題した七言絶句を贈っている。

史料二九 「川越中学校ニ転任・転居及び文部省ヨリ中学校師範学校教官免許状授与ニ付外書状」 明治「十八年」八月二十九日（小室家一一二八―二六）

「本月廿一日發之華章即日郵着、即拝閱、如來諭秋熱如燬愈御安静之趣大慶之至奉存候、爾來は打絶御無音ニ打過候、御書中老拙川越江轉居之儀御訊問ニ相成、則左ニ／＼今春二月中旬頃、本莊中学校ニ於テ本年度学資徴収之儀ニ付会議開設ニ相成候処、目下不景氣人民困難学資徴収差問候との説ヲ主張スル議員多分有之、因テ本年四月より明年三月迄満一ケ年間休校之事ニ決議ニ相成候ニ付、拙生ニ於テモ県庁江辞表差出候処、願之通被免、本官学校ハ三月晦日限り閉校ニ相成候処、四月中旬ニ至入間・高麗郡長鈴木氏より照会有之、是非共川越中学校江出勤致呉候様懇切之依頼ニ付、不得已其招聘ニ応シ、同月ヨリ川越中学江出勤致候、同所北久保町ニ武藤正治（マサハル）ト云士族之空宅ヲ借受ト居罷在候、門内地面六百坪も有之、園圃之外修篁碧梧等有之頗閑曠、宅も可也手広ニ御座候、江戸町・松郷町江相接シ、用弁ニ差支無之候／＼、中学校ハ旧本丸ヲ用、宮殿不殘取払ニ相成、惟玄閑相存シ、寄宿舎式棟建足シ候、生徒百名余、内寄宿生三・四十名有之、右之内三分之一ハ旧藩士族之子弟ニ御座候／＼御旧痾兎角御全癒ニ不相成、御手足共御不自由、御執筆別而御難儀之趣、嘸々御退屈奉遙察候、近来医術之儀ハ格別進歩、新發明之説も有之趣承り候、就而は御旧痾之儀治療上名方良術ハ無之者ニ哉如何／＼本地ニ徒居候ニ付而は、貴境江ハ程近ニ相成候ニ付、其内都合見合御訪問申度心得ニ御座候、多賀町車夫栄吉并高沢町丹羽屋与兵衛等之事御申越、委曲領承致候／＼去月中老拙義文部省ヨリ免許状ヲ賜り、天下之内中学校及師範学校之教官

タルコトヲ免許セラレタル義ニ御座候、以来ハ文部ノ検定ヲ得、免許状ヲ有スル者ニ非サレハ、公然教師ト称スルヲ得ザル規則ニ相成候、則別紙写一通入御覽候也／豚兎修平儀御尋問被下、如來諭島根県奉職罷在候、督学ト云名義ニテ、昨年秋末ヨリ其管内隠岐国江出張被命、同国学事改良ニ従事シ、七月晦日頃任滿テ無滞雲州松江（県庁ノ在ル処也）罷歸り候趣報知有之候、一体一ヶ年之定約ニテ罷越候、左候ハ、九月頃ニハ帰郷ニ相成候都合ニ候得共、事ニ寄り候ハ、更ニ一ヶ年勤続ニ相成候哉難計候／春壽事御尋問難有奉存候、同人義ハ依旧日々報知社江出勤罷在候、編輯方ハ大抵彼レ一人担任罷在候由／拙生三男進輔医術ニ志シ、先年橡木県立医学校ニ於修業罷在候処、県会之決議ニテ医学所廃校ニ相成候ニ付、橡木ヨリ直ニ茨城県立医学校江参り、同処ニ於三・四年修業（其間一度モ帰省不致候）罷在、生徒百三十名程有之、舎長相勤居、去月中医学全科卒業ニ相成、来ル十月頃内務省之開業試験ヲ受、免許状ヲ受領シ、十一月頃帰郷致度趣先日申来候、扱是迄例月学資廻送巨額之金円ニ相成候、老拙ニ於テモ稍安心致候、鳥渡此段申進候也／右御回答迄、草々如是御座候、不備／八月廿九日 襄斎／笠山賢契香南／剩炎難凌、御病牀折角御自愛專一奉存候

○本莊俊圭編輯スル所ノ泉南詩稿印刷製本出来、百四・五十部本庄寓居ニ於テ一見致候、御作も其内二四・五首記載有之候、俊圭一昨々年死去被致、印刷等之世話人も一兩名有之候様子ナレトモ、孰も浮薄之人物共ニシテ、其俣ニ相成居候様子ニ御座候」

三年半振りの書状である。芳川は羽生中学校から、児玉郡の中学校に移っていたが、本庄中学校での会議で不景気に伴う学資徴収困難の為、一年間の休校が決議され、その後閉校となった。辞表を出した芳

書状にみる漢学者芳川恭助（襄斎）と医師小室元長の晩年の交流（芳賀）

書状内容項目一覧表

史料№	請求番号	年月日	① 断碑	② 風土記	③ 献納	④ 地誌	⑤ 県政	⑥ 近況	⑦ 子弟	⑧ 漢詩
史料1	1128-1	M12.1.13				○	○	○	○	○
史料2	1128-2	M12.3.20				○	○	○	○	○
史料3	1128-3	M12.3.20					○			
史料4	1128-4	M12.5.14					○	○	○	○
史料5	1128-5	M12.5.30					○	○	○	○
史料6	1128-6	M12.6.25	○							○
史料7	1128-7	M12.7.28	○			○	○	○	○	
史料8	1128-8	M12.8.22	○					○	○	○
史料9	1128-9	M12.9.2	○							
史料10	1128-10	M12.10.7		○	○					○
史料11	1128-11	M12.11.13		○	○	○				○
史料12	1128-12	M12.11.29		○	○			○		
史料13	1128-13	M12.11.29		○						
史料14	1128-14	M12.12.14		○				○	○	
史料15	1128-15	M12.8.								○
史料16	1128-16	M13.4.1		○	○	○				
史料17	1128-17	M13.4.15		○		○		○	○	○
史料18	1128-18	M13.4.15		○						
史料19	1128-19	M13.4.29		○						○
史料20	1128-20	M13.7.3		○			○	○		○
史料21	53-19	M13.7.3		○						
史料22	1128-21	M13.8.18		○				○		○
史料23	53-22	M13.8.18		○						
史料24	1128-22	M14.2.6		○		○	○	○	○	○
史料25	52-5	M14.2.6		○						
史料26	1128-23	M14.3.2		○						○
史料27	1128-24	M14.5.4						○		○
史料28	1128-25	M15.1.28						○		○
史料29	1128-26	M18.8.29						○	○	○

①重忠断碑修復碑石柱撰文 ②「新編武蔵風土記」謄写 ③或問献納
④地誌編輯状況 ⑤県庁県政状況 ⑥芳川近況 ⑦芳川子弟 ⑧漢詩

むすびにかえて

次表は、書状中の主要な内容項目を示したものである。

川だったが、明治十八年四月に入間・高麗郡長から川越中学校へ招聘され赴任する。同校は川越城の旧本丸に設けられ、生徒は百名余りで旧藩士の子弟も多かった。また、当時は高名な儒者はそのまま教員の免許状が貰えたが、以降は検定が必要であると述べる。芳川の子修平は東京府から島根県に向向し、弟春壽は相変わらず新聞社で編輯を行っている。三男進輔は栃木・茨城の医学校で学び間もなく開業試験を受ける予定であり、芳川は学資が楽になると述べている。史料二六にあった本庄俊圭が編輯した『泉南詩稿』⁶⁴は印刷製本も出来、小室の漢詩も掲載されたが、俊圭が亡くなり未配布であることを報せている。なお、この四ヶ月後に小室が亡くなり、これが最後の書状となった。

この表に見るように、小室側は、①重忠断碑修復碑石柱の撰文、②県庁所蔵「新編武蔵国風土記」の謄写、③「古史通」・「或問」の国への献納等の依頼が主であり、芳川側はその返答に加え、④地誌編輯状況、⑤県庁・県政の動向、⑥近況、⑦子弟の近況等を報告している。そして、共通の関心事である⑧漢詩の話題が多く取り上げられている。文通が行われた明治十年代、小室は病を抱え外出が叶わない中、文通により多くの好古家の友人や東京の歴史家と交流を持ち、意見を交換し、史料の収集を図った。また、新聞の回覧を受け、漢詩や文化情報を中心に謄写していった。そして、収集・謄写した史料を編輯・製本して多くの叢書類を作成し、その研究成果を手元に残した。⁵⁷⁵⁸

小室の主な文通相手である峰岸重行・内山作信・畠山如心齋は皆好古仲間であったが、芳川恭助は少年時代の漢学塾以来の友人であり、漢学者として敬愛する特別な存在であった。その芳川が明治九年から県庁の史誌編輯の担当となり様々な依頼に対応してくれ、また、漢詩の遣り取りができたことは、小室にとって大きな喜びであったろう。

その後芳川は明治十四年に中学校に移り、再び教育者として活躍した。明治十八年八月、二人は久々に近況を報せ合ったが、その四ヶ月後の十二月に小室が六十四歳で歿し、続く十九年一月には芳川もまた六十二歳で世を去った。若き日に波山の塾で友情を育み、芳川の県庁勤務を機に再開した二人の晩年の交流は、七年間で終わったのである。

最後に、貴重な史料を当館に御寄贈くださった小室開弘氏、書状解読の御指導をいただいた兼子順氏・重田正夫氏・室清氏、共に解読を行った石岡康子氏・石塚由紀子氏・西野栄子氏・藤原三枝子氏・村岡克子氏・山下たか子氏に心より感謝申し上げます。

註

- (1) 芳川波山（一七九四～一八四六）は漢学者・忍藩儒。潮来生まれ。名俊逸、字公晦、通称善治・万助、号囚山亭・晚晴楼・舍魚堂。山本北山の奚疑塾に学び、文化九年に忍藩校進修館に招かれる。「囚山亭百律」（小室家二三八〇）・「学務知要」（小室家二三三七）・「晚晴楼文章」・「舍魚堂詩集」などの著書がある。「波山芳川先生墓表」東奥安積信撰「不如学斎叢書」（小室家二九七五）、村山吉廣氏『芳川波山の生涯と詩業』（明徳出版社 二〇〇九）参照。
- (2) 芳川恭助（一八二五～一八八六）は波山夫人の弟長谷川伝七の子。内弟子として芳川家に育ち、波山の長女の婿となった。
- (3) 進修館は忍藩の藩校。天保七年に再興。儒者平井豊太郎・芳川波山・芳川襄齋（恭助）らが教授した。満十歳以上の藩士子弟が入学し漢学・軍学を学んだ。培根堂は慶応四年九月の藩制改革に際し国学館・洋学館と共に設置された藩校。初学者に経史素読・算術・習字を教授したが、明治四年廢藩時に廢校。
- (5) 埼玉県第一課（庶務課）では熊谷県の分割・職員退職補充・地誌編輯促進のため、明治九年九月から十年五月にかけて史誌担当職員の大増員（七名）を行った。『埼玉県行政史』第一卷（埼玉県 一九八九）参照。
- (6) 重田正夫氏「埼玉県における皇国地誌の編集過程」『文書館紀要』第一八号（埼玉県立文書館 二〇〇五）参照。
- (7) 埼玉県行政文書中の芳川恭助の履歴は以下の史料に所載。①明治十年十二月北埼玉郡成田町芳川恭助履歴書（第一課備出仕）（明九〇七―三七七）②明治十四年三月十日 埼玉県中学校教員之儀伺 御備羽生中学校三等訓導他（明五一〇―一三四―一二）③明治十四年三月十二日 北埼玉郡公立中学校県中学校教員班等之儀伺 羽生中学校訓導他（明五〇九八―一八一）④明治十五年十月二十日 北埼玉郡羽生中学校訓導昇給ノ件（明一八五九―九六一―）⑤明治十六年十二月二十七日 北埼玉郡羽生中学校教諭兼校長解任ノ件（明五一〇二―一一三）⑥明治十七年二月十三日 児玉郡児玉中学校助教諭ニ任用ノ件（明五一〇三―三八六）⑦明治十七年四月八日 児玉郡児玉中学校教諭兼校長ニ任用ノ件（明五一〇三―三九五）⑧明治十八年三月十九日 児玉郡公立児玉中学校教諭兼校長解任ノ件（明五一〇四―二九〇）⑨明治十八年四月二十一日 入間郡外一郡中学校教諭ニ任用ノ件（明五一〇四―一五一）⑩明治十八年五月八日 入

間郡高麗郡中学校教諭試補二任用ノ件(明五一〇五―一六五)①明治十八年十月二十二日 入間郡高麗郡中学校教諭試補昇等ノ件(明五一〇五―一二八)。なお、入間高麗公立中学校(川越中学校)は明治十三年、羽生中学校(北埼玉郡)は十四年、児玉中学校(児玉・賀美・那珂郡)は十五年に開設された。『埼玉県行政史』第一巻参照。

(8) 新井浩文氏『小室家文書目録』解説(埼玉県立文書館 一九九七)参照。

(9) 安藤文沢(一八〇七―一八七二)は入間郡阿諏訪村(毛呂山町)生まれ。通称俊介、後に文沢。文政八年に三代小室元長に入門。その後江戸四谷に開業し鳥羽藩医となり、種痘の普及に努めた。小室元長の漢詩集『雞肋集』二編(小室家三三八九)には以下の詩がある。「寄安藤文沢ノ参南邈矣百餘程、米寿賀筵歛旧思、接痘新方施閩国、回春奇術救群生、免談不言遠各利、客衆無他推至誠、風土之殊須自愛、待君不日報功成」。

(10) 足立長雋(一七七六―一八三七)は漢方・蘭方を学んだ笹山藩医、初めて西洋医学を産科に導入した医師。小室元長は天保六年(一八三五)から天保十年(一八三九)まで足立長雋に産科を学び、同年十一月から番匠村で開業したことが、以下の史料から知れる。「医務書上帳ノ南五大区八小区比企郡番匠村ノ熊谷県平民小室元長旧通称堯民当酉六月五拾才八月ノ天保六乙未年二月ヨリ同己亥年十月迄元笹山藩足立長雋父子ニ従ヒ、都合四年九月間産科ノ術ヲ研究スノ天保十己亥年十一月ヨリ武蔵国比企郡番匠村ニ於テ開業ノ右之通相違無御座此段奉書上候也ノ明治六年第七月十二日ノ小室元長ノ河瀬熊谷県令殿」(小室家六七四一)。

(11) 補註参照。小室が編輯した漢詩集には二人の友情を示す小室の贈答詩や芳川との共作詩がある。これらの芳川恭助関連の詩について補註に纏めて示した。

(12) 四教塾での同学には清水卯三郎をはじめ、後に埼玉県官や郡長となった川島楳坪・古橋寛・堀越庭七郎らがいた。小室の漢詩集「正気詩文 明治十八年編輯」(小室家二五四九)には「川島梅坪招泛余及古橋楊洲於刀川分野航怡受両三人得野字兼寄忍城芳川襄齋」(安政三年作)(詩文は補註参照)があり、「雞肋草」(小室家三三八九)には「舍魚堂共芳川襄齋・堀越梅山・川鍋禎齋・三浦春亭・川内桂舟・塩田寒雲・清水宇三郎・服部民造同賦」(詩文は補註参照)、また、「工村々舎詩集 三編、一名枕上集」(小室家二七五)には、「寄仮名

会発起社員清水卯三郎ノ十年患風痺、久潤背相思、借問仮名会、文権今属誰、不問洋兼漢、仮音万用通、誰知花月雪、同聚一堂中ノ羽生清水氏所生地名」と清水卯三郎に寄せた詩がある。

(13) 須原屋源助天保十二年刊。「如達堂文集」(小室家二六五五)には手書の序がある。

(14) 芳川波山の書状巻子の全書状及び単独書状(小室家四八五二)は、『行田市史 資料編 近世2』(行田市 二〇二二)に重田正夫氏により翻刻されている。

(15) 重田正夫氏「明治以降の流布―写本から印刷へ」重田正夫・白井哲哉編『新編武蔵風土記稿』を読む(さきたま出版会 二〇一五)、同氏「幕末・明治初期「好古家」たちのネットワーク」『埼玉の文化財』第五一号 埼玉県文化財保護協会 二〇一八)、同氏「慈光寺をめぐる明治初年の「文化財」保存活動―小室元長と峰岸重行を中心に―」(重田正夫 二〇一八)参照。

(16) 前掲註(15)参照。以下、小室家文書中の断碑関連史料を挙げる。①修建方法を示した図(小室家一二五九―一三)からは断碑の状態がわかる。また、②「工村々舎叢書」(小室家二九八六)には、重忠断碑の修建関係の資料が纏めて綴じられている。畠山如心齋が考証した「重忠断碑ノ左工門尉」の系図(明治十二年三月十二日)、「彦久保・畠山両系図略」(明治十二年六月再写)の外、「慈光寺古碑略図」には、「重忠断碑ノ元何レノ地ニ建タルモノカ不相成、何ノ頃カ山中ヨリ見出し、二王門内逆修供養ノ板碑ト並ヒ立タリ、此度移築セシ地ハ念仏堂ノ境内ナリ、此場凡百拾坪、但シ、麓ヨリ四丁」と説明があり、碑の図を載せる。続けて断碑修建の経緯が知れる栗本鋤雲の原稿「修建畠山重忠君断碑記」がある。「修建畠山重忠君断碑記ノ碑在武州比企郡平村都幾山慈光寺二天門内。高六尺。広二尺三寸。断為二。上片中央有梵字。右傍刻重忠二字。左傍刻秩父六郎四字。其下光明遍照云云十六字。四行排列。又其下有弘長二年四字。下片接之。有壬戌三月日敬白七字。其右刻左衛門尉四字。左刻平行直三字。蓋君歿後五十八年。族人須黒行直所建也。歲月経久。剥泐鮮蝕。村有前副区長峰岸重行者。好義慕古之士也。常慨君以忠廉遭讒。遺碑又委荒涼。乃相地遷之同寺子院中。統断填罅。双柱腋持。屋之垣之。注以寛泉。繞以花卉。於是。晦者明而隱者顕。功以客歳六月起。至今年六月竣。始重行之將有此举。所親小室元

長諡曰。嘗閱報知新聞。記東京士人畠山如心齋君後裔也。今修人之祖先之碑。而謀之其子孫。不亦順哉。重行大然之。元長乃文書。使予致意于如心齋。如心齋大悅。往館二氏。留數日。有所商量。重行又偕五明村田総平。玉川郷高山忠三。請菅谷村根岸與兵衛。導如心齋。訪君館址在菅谷村者。又至男衾郡畠山村白田山萬福寺。拜君及其父重能君墓。既而元長与総平・忠三議。請予記斷碑修建之事。蓋欲鐫之以不朽重行之功也。抑君之行実。詳于史乘。北畠准后亦嘗稱之。千歲之下。閭閻兒童。猶能誦之。不復費頌述。但君有男重保重高重秀重政重慶數人。而重慶後作僧雖聚党日光山。謀報復。不成遭戮。嘗為慈光寺二十九世別當。而其前世別當嚴実・嚴耀・円耀三人亦皆出於君同族。則碑之建於此。固不為無因。然其文单称重忠。而不称畠山。称秩父六郎。而不称畠山重保者。豈當時猶有所憚。而故為隱忌歟。此史伝所不載。予故為一言之。元長番匠村老医。篤志而好學。如心齋予旧識也。明治十二年癸卯十月。匏庵栗本覬撰／附記／畠山氏平姓。系出於桓武天皇。為関東八平之一。元久二年。武州二股河之役。君嫡子重保在鎌倉。同日先君見戮。事見東鑑六月廿二日記。今東京市人彦久保重義即其後。而如心齋庶兄重高之裔也。其他兄弟皆有後。而多就其居地為氏。故今不能尽知。君又有二女。一適岡部忠澄。一適島津忠久。而未亡人北条氏。再嫁足利義純。挙男泰国。後授之以君邑。冒畠山氏。是為源姓畠山氏之祖。須黒行直亦武蔵七党之一行直祖父直家。直家養父頼高。村山家継玄孫也。而家継為金子家範弟。元長・如心齋二子所說如此武蔵七党是一也云。覬又誌／(付箋)「報知新聞二千四百三十二号掲此文因対照以加刪正」／(朱字)「叙事消失弗遺此反雖做者矣 重野安繹評」／(朱字)「人名地名一々臚列而修理井然具見良工苦心 中村正直評」。この原稿には四月十六日付の栗本鋤雲自筆の遅延詫状が付されている。重田氏はここに綴じられた原稿と『都幾川村史資料6(2)文化財編 石造物Ⅱ』一六九頁(都幾川村 一九九三)に掲載された実際の碑文には異同があると指摘している。他に③「工村々舎叢書」(小室家二九八四)には、小幡篤次郎郵寄の鈴木真年氏説「畠山并須黒略系」がある。

(17) 拙稿「第二代埼玉県令白根多助をめぐる漢学ネットワーク―県官の詩文集(麗和吟社・笹田黙介・川島棟坪・木原老谷・早川藍澳・溝口桂巖)と白根県令関連碑文から―」『文書館紀要』第二十九号(埼玉県立文書館 二〇一六)参照。長州出身の第二代埼玉県令白根多助(一八一九―一八八二)は、庶務課・学務

課・教員等に漢学に優れた人材を多く登用し、芳川は上奏文も校訂している。

(18) 拙稿「書簡にみる好古家畠山如心齋と小室元長の交流―明治十年代の古文書販売と新井白石の墓所調査をめぐる―」『文書館紀要』第三十一号(埼玉県立文書館 二〇一八)参照。玉川郷町田藤助は小室の好古仲間の人で、慈光寺の断碑修建碑にも名がある。小室家文書には玉川村町田藤助の書状(小室家五〇五九・五二七五)があり、明治十四年の畠山如心齋の書状(五六一五―四)には、小室元長と町田氏の間古文書の遣り取りが記されている。

(19) 芳川修平は芳川恭助の長男。明治九年四月東京高等師範学校小学師範学科卒業。明治九年東京府師範学校教師。著書に『日本庶物示教』卷之一(三)(同盟舎 一八七九)・『東京地誌略字引』卷上・下 津田清長共編(同盟舎 一八七九)がある。

(20) 拙稿「史料紹介」『好古家』の書簡集『内山手簡』―内山作信と小室元長の交流―『文書館紀要』第二十五号(埼玉県立文書館 二〇一二)参照。内山作信(一八一六―一八八七)は久米田村の豪農。芳川波山に学び、考証家栗原信充に師事し、好古家として活躍。小室の好古仲間て文通相手の一人。『内山手簡』(小室家一四〇)明治十一年十一月二十九日付書状に「足戸」の記述あり。

(21) 明治十一年七月に制定された三新法に基づき、埼玉県では明治十二年四月に従来の区制を廃して十八郡を置き、九郡役所を開設した。三月一日の「埼玉新報」第六十八号には、小室の次の詩が掲載されている。「戯詠区長 小室工村／郡庁開設各垂涎、不独松山與小川、昨夜軽々地震、亦関顛覆及何辺」。

(22) 前掲註(17)参照。漢学者木原元礼(老谷)(一八二四―一八八三)は元常陸土浦藩士。昌平黌で学び、修史局に勤務したが病で退職。その後、白根県令が中学師範校に招聘し、明治十五年に校長となる。翌明治十六年に没す。

(23) 高山忠三は小室の好古仲間、断碑修建にも関わる。玉川郷産馬会社々員。

(24) 前掲註(17)参照。

(25) 近藤芳樹(一八〇一―一八八〇)は第二代埼玉県令白根多助と同郷で周防国吉敷郡出身の国学者。明治八年宮内省文学御用掛。巡行の記録等を作成した。

(26) 児玉親之は嘉永二年生まれの岩槻藩士。明治四年岩槻藩史生、埼玉県に移り教員を経て明治十年学務課、南埼玉郡書記から明治十三年大里外三郡長。

(27) 芳川恭助の投稿詩は「山亭観梅／溪上春風岸帽紗。数枝寒玉認詔華。東郊不

肯随群屐。来見山園幽処華。」。前掲註(17)参照。

(28) 斗筭(とそう)は器量の小さいこと。

(29) 六代小室元貞(一八四九〜一九一九)は五代小室元長の次男、嘉永二年生、幼名恭平。幼少期に安井息軒の塾に入塾。父元長・安藤文沢・佐藤尚仲に医学を学び、明治初頭に種痘医を勤めた。明治八年に医業休業届を出し、明治十二年に番匠村村会議員に当選。その後は村政を担い、明治二十五年に明覚村村長となった。前掲註(8)新井氏解説参照。

(30) 青縹(せいひょう)は青白い色の絹で、書物の袋や題簽等に使用した。

(31) 史料二の「詩文稿」・「御文稿」、史料四の「御文稿」と同書。史料五の芳川襄齋に寄せた詩は、序に「序 余患風痺枕衾相親七年于茲矣、近閱一韻譜載詩在三上之事、因取録病中所吟咏者、名云枕上集 笠山老人并書」とある①「工村々舎詩集 三編、一名枕上集」(小室家二七五)中にある四教塾を回顧し文通を喜ぶ内容の以下の七言絶句「寄芳川襄齋/旧学三年磨琢磨、忍城風月近如何、筆端有舌何要面、寄到郵書不厭多」が該当すると考えられる。また、史料六に「二月四日夜作、此日立春」の詩の用字の記述があり(註(36)参照)これは明治七年から明治十二年迄の詩が収められた②「工村々舎詩集 二編」(小室家一〇八)の明治十二年の詩である。したがって「御草稿」は上記の二詩を含むことから、①②の両書に当たると思われる。現在は二冊となっているが、十二年の段階では両冊の漢詩集の罫紙に書かれた中身が一冊に綴じてあったか、或いは清書前の草稿一冊であった可能性が考えられる。

(32) 芳川俊雄(春濤)(一八四四〜一九二四)は芳川波山の子。号は春濤。江戸の大鳥圭介に英学を学び、明治元年に帰藩し藩士に洋学を教授。外務省文書司を経て明治十年に東京魁新聞、十三年に報知新聞に入り、劇評が注目された。その後、東京商業高等学校、上海新報、会計検査院文書課に勤めた。八十一歳で没。行田市長久寺に眠る。小室より二十二歳年下の俊雄について、小室の詩集「工村々舎詩集 三編、一名枕上集」(小室家二七五)には以下の微笑ましい詩がある。「観芳川俊雄影相有感賦以寄/髣髴先師面、剖瓜重対縫、卅年君記否、尋乳模吾胸」。

(33) 畠山重忠断碑の修復保存活動については、前掲註(15)(16)参照。

(34) 武田三雄の履歴については、「埼玉郡成田町武田三雄履歴書(監獄守卒)明

治十一年三月 明治十四年調」(埼玉県行政文書 明九三二―二六八)がある。

(35) 議事堂がないため、県会は県立小学師範学校である鳳翔閣で開催された。明治十一年に新築された師範学校は、明治天皇の北陸巡行の行在所となった際、同行した三条実美により校舎の形が「鳳凰が翼を広げて翺びたつ様」に似ていることから鳳翔閣と命名された。

(36) この詩は「工村々舎詩集 二編」(小室家一〇八)の明治十二年の部分に所収の「二月四日夜作、此日立春/酒影灯光佳気多、新春風物之如何、郷中昨夜人駆鬼、底計能除旧病魔」である。前掲註(31)参照。小室は駆を除に直している。

(37) 『日本庶物示教』巻之一(三)(芳川修平著 同盟舎 一八七九)は国立国会図書館デジタルコレクションに搭載されている。

(38) 小川啓三は明治十年五月に比企郡五明村玉川学校教員(明五〇六九)。

(39) 「秩父重忠断碑石柱記」は「正気詩文」(小室家二六六一)に収められている。「秩父重忠断碑石柱記/此碑者弘長二年、左衛門尉平行直、為秩父重忠及其子六郎重保、置之以祈其冥福也、星霜已歴六百十八年、雨淋風蝕、字形磨滅、石折為兩也久矣、本村副区長峰岸重行、歎其荒廢殘缺、乃与今寺僧吉沢明弁、胥謀自捐資、製石柱扶持之、以存其旧、噫嗟重行、悽愴弔古之意、可謂厚矣、秩父民在天之靈、将有所降監、/明治十二年己卯三月埼玉県史誌編輯官芳川俊遂識」。日付は遡って明治十二年三月としている。

(40) 芳川の撰文に対し、後に畠山如心齋から小室に意見が寄せられている。①「畠山手簡 自明治十二年」(小室家二五) 明治十二年九月十三日書簡「一、断碑石柱ノ記文不遠御出来ノ由、御出来ニ相成候ハ、一応拜見可被仰付トノコト、何卒本処へ御着手前二一寸拜見仕度、嚴耀等住職名ノコトニ就テハ少々新説ナトモ有之候間、可相成ハ碑文ト齟齬コトノなど無之様致度ト存候故也、但、碑文ハ催促致シ是も不遠出来様ニ可仕候也、一、門額ニハ壯烈ノ二而御掲ケ之思召ノ由、増々御盛大ノコトニ相成、其景況如何計歎ト常ニ御噂申上居候(但、愚案ニハ壯烈ノ二字重忠等ノ為人ニ真ニ的当候哉否哉、尚御再考ヲ乞、次ニ木ニ彫候程ナラハ迎もノコトニ当時ノ親王家・大臣方、又ハ非常ニ高名ナル人ノ手ヲ借り申度物歎ト被存候、是も御再按ヲ乞、御再按次第小生ノ工夫も亦可有歟、○此注文ハ先生悪ク御見取被下ましく、小生愚存アルモ吐露セザルハ却而不実意ト存候故也、小生亦実意ヲ旨トスルヨリ起ル(別紙)石柱銘、申愚存

／一、秩父重忠断碑石柱記／一、此碑者弘長二年〇〇左衛門尉平行直為秩父重忠及其子云々、中略、秩父氏之云々、愚存ニハ此三ツノ秩父ヲ畠山ニ御改正願タシ、且、左衛門ノ上ニ須黒ノ二字ヲモ御加入願タシ、左ナケレハチト紛ハシキコト是アル故也／後世重忠ヲ畠山トモ秩父トモ混同シテ称スレトモ、タトヘハ秩父ハ先祖御靈称、畠山ハ新領ノ称ナリ、重忠ニ至テハ自カラ畠山ヲ以専称センコト其証少カラズ、依テ右之通御改ヲ願フ、但、断碑ノ銘ニ重保ヲ秩父六郎トセシハ又外ニ大ニ有故コト也、委細ハ追テ申上ベシ 畠山如心齋。②「畠山手簡 自明治十二年」(小室家二五) 明治十二年十二月二十日「一、芳川君御選文断碑柱ノ銘中少々愚存之次第申上候処、夫ニ付尚御教諭之趣一々拝誦仕候、但右ハ是非愚意之通ニ願度イと申候ニも無之、改メノ出来ル時改メザレハ後ニハ改メ難キノ物故、若未柱ヘ御執筆前ニも候ハ、御改メ願度ものと存シ申上候迄ニ御座候」。畠山如心齋(一八三〇〜一八八三)は元幕臣。祖父畠山梅軒の薫陶を受け維新後は好古家として活躍し小室元長とも交流した。先祖畠山氏について調査し、断碑修復に意見を述べ、断碑修建碑の撰文を栗本鋤雲に依頼・仲介した。前掲註(5)参照。

(41) 「如達堂文集」(小室家二六五五)に跋文があり、献納した本の入手の経緯が知れる。「献古史通及或問跋」余自壯年欽慕白石先生、収録其遺書十数種、特惜先生晚年深自韜晦其著書不敢叨示人、且其所大抵属写本、是以世或有泯滅不伝者、明治二年正月六日、旧地頭佐久間信光君移屋、於旧采地豆州田方郡仁田村、先発十日開告別之宴、余亦辱其招、翌日陪令嗣信照君遊淺草、遂謁先生墓、坊間得古史通四卷、間一日、又遊日本橋南、更得或問四卷、先是余説、先生与仙台佐久間義和書知有、此書求之不得、今而不虞得之、其喜何如也、蓋似先生之靈使余得此書、持帰掃蠹、新加修飾、為吾家珍矣、夫神世悠邈、三史叙事不明故、微旨往々鬱蓄而有難解者、先生以博覽多識之刀剖析古言、發揮蘊奥、考証精確、実非後世紀載者之所能及也、後之執史筆者必將有所準則焉、加賀宰相網紀卿稱為開闢以來第一部之書、亦非溢美也、近聞、親從山崎周敬之言、四年八月新井源八郎梓古史通四卷以公行、于世可謂、先生述作之志一朝得伸者余未知、其人得而閱之、其間有与余之所藏写本不合者姑拏其一、刻本第一卷葉表十一行分註麤、余之藏書作原(以下、刻本と小室蔵の写本の比較が列拏されている…中略)、於註文中而刻本誤連書、以混本文如是之類、決非校者之妄而、

転写之謬也、三省録引舳舻訓云、明和初年先生之孫源太郎誤失火、簡牘付一炬果、知此書非先生手沢本、余之藏書亦非完備者固難以取信、然今舍此書無可他求者故標出、以備読者之參考耳而、至其或問則天下寥寥無知、有此書者聊或問之於古史通、猶春秋有内外伝、苟有非説、此書不尽正編之大旨者最以為憾、因欲献一本而期保存、於永遠贖写未果矣、十年一月偶罹痛風性骨膜炎、遍諸内外医員治術百方不奏効、荏苒至今日、右腕強直不能采筆、每一念及于此悲酸梗塞、不能自堪也、本県士族石田秋景首約代書懇請数次及期以多事辭之、更請井上与之、々々一諾如流不經信宿竣其功、嗚呼、微井上氏則与安能得成其志其勞、亦不可没也、因叙其事与所以得此書之奇遇、以為此編之跋、明治十二己卯十一月三十日、埼玉県比企郡番匠村休業医小室元長識」。なお、献納については埼玉県行政文書(明二九五―二九)参照。

(42) 堀越庭七郎(一八二六〜一八九九)は本川俣村(羽生市)の名主。四教塾の同学。「工村々舎詩集 三編 枕上集」(小室家二七五)に以下の詩がある。「寄堀越庭七郎ノ名和字子恵号梅山、北埼玉郡本川俣村人ノ光陰恰若箭离弦、不接温顔四十年、覚後猶疑前夜夢、与君携手到成田ノ成田忍城之新名、余少年時同梅山読書於城中教塾」。

(43) 国学者渡辺真楫の小室家蔵の勾玉借用に関する件。小室家八二〇〜八二三・九二八―一〇二・九二九・六〇六九・六四六九参照。渡辺真楫は旧幕臣、兵学を清水礫洲に受け、国学・漢学に通じ、教員も務めた。明治二十年五月五日没。渡辺真楫については、関廣好氏「渡辺真楫の足跡」『住まいと人と文化』森隆男教授退職記念論考集刊行会編 三協社 二〇一七)参照。

(44) 前掲註(5)参照。根岸武香(一八三九〜一九〇二)は胃山村(熊谷市)の豪農、政治家・郷土史家、小室元長の好古仲間。浅草文庫から「新編武蔵風土記稿」などを写本で収集し、埼玉県の地誌編輯担当へも貸与した。後に、活版の『新編武蔵風土記稿』を出版。父は根岸友山。根岸友山・武香顕彰会編『根岸友山・武香の軌跡 幕末維新から明治へ』(ときたま出版会 二〇〇六)参照。

(45) 前掲註(6)参照。

(46) この那珂郡広木村販菴神社塾の回答別紙は「工村々舎叢書」(小室家二九八六)に綴じられている。「販菴(ミカタマ)神社(欄外)「該村ニテハミカノ神社ト称ス」那珂郡広木村ニ在リ、武甕槌命ヲ祭ル式内神社ナリ、風土記広木

村ノ条ニ一神社ト挙ケタルノミニシテ其義少シモ記載セス、案スルニ厩麿俱ニミカト訓ス、麿ハ漢籍中ニ無キ字ナリ、当時無学ノ神官僧侶輩妄製セシ字ナラン、古来普通ノ日本字ニモ見エス、往古ヨリ謬ヲ承伝シテ延喜式神名帳ニモ厩麿神社ト記セリ、又同書ニ伊豆国神社ニ麿ノ字を用ヒタル神社アリト聞ケリ、是レ他義アルニ非ス、玉ノ字ノ義ナリ、予嘗テ和学者某氏ト是事ヲ談セリ、彼レ曰ク、厩麿ノ類ハ本邦古昔酒ヲ盛ルノ器ナリ、玉ハ総シテモノヲ尊称スルコトニ用ユ、玉串・玉ノ緒・玉ノ御柱(ミハシラ)ノ類是ナリ、鹿嶋大神ヲ武甕槌命ト称セシハ其人勇武ニシテ其酒ヲ好メリ、甕ハ酒ヲ容ル、器ニシテ、酒ニ縁アル字ナリ、因テ武甕槌命ト称セシナラント、理或ハ然ラン、厩麿神社ハ武甕槌命ヲ祭リタルヲ以テ厩麿ト尊称セシモノニヤ。

(47) 県内三番目の公園で明治十年に開園、桜の名所、富士塚がある(さいたま市)。
(48) 川島樸坪(一八三五―一八九一)は埼玉県学務課長。須加村(行田市)生まれ、芳川波山の四教塾に学ぶ。漢学に優れ『埼玉県地誌略』等多数の著書がある。前掲註(47)参照。

(49) 明治九年に県立学校内に公立図書館である浦和書籍館が設けられたが、県立学校が明治十一年に小学師範学校・県立中学校・県立医学学校に分離されると共に書籍も分け、書籍館そのものは中学師範学校に併設された。次第に利用者が減少し、明治十九年に廃館した。『埼玉県行政史』第一巻参照。

(50) 長期間の早魃が続き、漸く大雪が降ったことを祝い、明治十四年一月十九日県令白根多助が部下の県官を集めて開いた祝賀会。その時に作られた詩歌は『観雪集』にまとめられた。前掲註(47)参照。

(51) 小室勤(一八五一―一九〇〇)は五代小室元長の三男、小室の長男が夭逝したため、芳川は元貞を長男、勤を次男と記している。明治八年比企郡明覚学校教員(明五〇九四―七五)、十五年同校校長(明五一〇一一―二七)、同十六年四月小学校高等科教員免許状授与(二十九歳)(十六年九月二十四日告第七十一号)。なお、黒田清輝作と考えられる小室勤の肖像画(ときがわ町指定文化財)がインターネット「ときがわ町の文化財」に搭載されている。

(52) 本庄俊篤(一七九八―一八四六)、別名普一、字士雅。本庄宿の医師本庄正俊の次男。長崎に留学して西洋医学を学び、本庄宿で開業。眼科・内科・外科医。文人としても活躍した。漢詩文にも精通し、芳川波山の弟子。著書に『眼

科錦囊』(小室家三六〇七―三六一〇)、『続眼科錦囊』(小室家三六一一・三六一二)、『萍跡叢話』『天狗堂脈論』がある。

(53) 「八王子殉難録」(八王子落城戦死者名簿) 慶応二年六月二十三日(小室家一〇五)・「八王子殉難録序断簡外綴 明治七年十月」(小室家五二六)。

(54) 本庄俊圭(一八二六―)は本庄俊篤(普一)の養子、医師で文人。

(55) 小室の県内の好古家仲間や友人には、内山作信・峰岸重行・高山忠三・村田総平・根岸友山・根岸武香・町田藤助・高麗大記などがおり、東京や地方の友人や歴史家には、畠山如心齋・栗本鋤雲・近藤瓶城・小宮山緩介・鈴木慧惇・山崎周敬・福住九蔵・福住正兄などが挙げられる。前掲註(51)(18)(20)参照。

(56) 「工村々舎詩集 三編、一名枕上集」(小室家二七五)に以下の詩がある。「玉川郷産馬会社々員不乏其人諸新聞亦陸續郵致殆至不堪展覽、近聞根岸氏俊平時事新報、内山氏温載廢朝野新聞、高山氏忠三廢京浜毎日新聞、余恠問其故、高山氏云、比日通財窮蹙、因少加節儉、二氏意亦然、余不覺絶倒而賦示高山氏／雑報社論兼寄書、詩文併録不伝虚、請君幸廢一宵飲、毎日新聞購有余」玉川郷産馬会社の社員は各新聞を分担購入していたが、経費節減のため購入を止めることとした。小室はこれらの新聞から関心のある記事や詩文を書き抜いて編輯・蓄積していたため、高山氏に考え直すよう懇願している。

(57) 前掲註(20)参照。

(58) 古畑侑亮氏「幕末・明治における「好古家」の随筆受容―武蔵国の在村医小室元長の場合」『書物・出版と社会変容』二〇号『書物・出版と社会変容』研究会 二〇一六、同氏「明治前期における「好古家」の新聞受容―埼玉県比企郡小室元長の交友関係を中心に」渡辺尚志編『アーカイブズの現在・未来・可能性を考える 歴史研究と歴史教育の現場から』(法政大学出版局 二〇一六)参照。

(59) 文通相手である三人の主な書状は以下の書状集に収められている。①峰岸重行「親睦帳(明治十一・十二年)」(小室家六四六五)・「明治十三年親友帖」(小室家五三三)・「明治十四年親友帖」(小室家五二二)・「金玉余響(明治十六・十七年)」(小室家二五二)・「峰岸重書状」(明治十七年)(小室家四八八一)・②内山作信「内山手簡」(小室家一四〇)・③畠山如心齋「畠山手簡」(小室家二五) 各人の単独書状は『小室家文書目録』書状の部参照。

補註 小室元長の漢詩集にみる芳川恭助（襄齋）関連の漢詩

芳川恭助の小室宛の書状には漢詩に関する遣り取りが多く見られる。そこで、ここでは、小室元長の漢詩集から、芳川恭助（襄齋）関連の詩を紹介したい。

小室元長は漢詩を生涯愛好した。四教塾の頃からの詩を「雞肋草」（小室家三三八九）に書き留めており、自作の漢詩を編輯して「工村々舎詩集」三冊（小室家一〇八・二七五・二六六三）を編み、多くの漢詩人や漢学者の漢詩・漢文を写した漢詩文集「正気詩文」五冊（小室家二六五八・二六五九・二六六〇・二六六一・二六六二）、「正気詩選」三冊（小室家二六六四・二六六五・二六六六）を編纂・製本している。

嘉永年間に小室は芳川に漢詩集の校訂を依頼したことがある。嘉永五年の伊勢参りの後、小室は旅行記「遊勢紀勝」（小室家二五三三）を著したが、その道中の詩を別に漢詩集「西遊詩草」（小室家二六五七）に纏め、芳川に校訂を依頼したのである。芳川は丁寧小室の詩を校訂し、詩集の最後に以下の批評を添えた。そこには自らの西遊の思い出も綴られている。「西遊詩一百三十首、具紀其所經歷率、字句円成澹雅可誦、余亦往年扈從公駕、再赴京撰遂至南紀、此卷所紀興余踪跡所及略相符而、足下帰途取程、於中山道、余則在紀、賃海船扈鳥羽港左折、入内洋達三之吉田駅、捨船就陸而帰、其所異者独是耳、余之在京、撰公事鞅掌、不能親筆研然淹留之久遊於勝境名区亦多矣、得文詩者若干篇、雜記稿本、帰後將釐正、之以供他日之看而世故紛然擲在篋底、今讀此追憶當時、恍如一夢中、須臾間宇内變革、我公亦即世、俯仰之際、悵然不能無感也／芳川俊遂妄批」。小室は芳川の校訂を反映させ、清書版の「西遊詩草」（小室家二六五六）を作成した。小室は今回の書状中でも漢詩集の校訂を依頼している（史料二・四・五・六）。

次に小室が編輯した漢詩集①～⑤から、芳川襄齋に寄せた詩と芳川自身の詩を見てみよう。なお、各詩集の内容年代を推定し「」内に付した。

①「雞肋草」（小室家三三八九）「天保九年（弘化四年）
 舍魚堂共芳川襄齋・堀越梅山・川鍋禎齋・三浦春亭・川内桂舟・塩田寒雲・清水宇三郎・服部民造同賦

月滿全夜趣桐、吟身托在竹欄頭、桂花香裡幾多景、寄語無詩拳白浮
 送芳川襄齋帰省潮来

断雁声中欲夕陽、感秋遊子理行裝、帰思畢竟依何事、霞浦西風鯉鱸香

衰柳橋邊落日寒、西風吹葉扠征鞍、江湖定是秋光好、一々風来宜作唸
 舍魚堂席上賦夏日禩興同襄齋山民

日永無人到小軒、庭園雨過綠陰繁、晚来閑立疎籬下、教書脩篁已擢孫
 同席上賦午睡同二子及岩田晴潭用前韻

風前歌枕臥涼軒、雨過池塘艸色繁、知是俗綠猶未了、夢魂無復到王孫
 花時遍遊諸家園聯句

小雨全取足潤露（襄齋）、驟暄更覺十分添、花從初地迎吾供（笠山）、鬚遭新吟任
 手招、李雲晴濃半山寺（襄齋）、杏霞風淡一行宿、賞心自笑不知飽（笠山）、何管
 夕陽紅已潛（襄齋）
 （筆者註 笠山は小室元長の号）

②「雞肋草 二編」（小室家三三八九）「嘉永元年（明治四年）
 十一月廿三日芳川襄齋堂文宗先生小祥忌門人会者百有余人恭賦之以呈神將前、
 予曾從先生尋梅有詩吟杖尋梅隅水碧春風已看兩三株、此中愴快以何比似得驪
 龍領下珠

憶昔奉吟杖尋梅、碧水隅談言於在、耳遺稿悉存來葬、此聊依仙祠之綵、以儒從誰
 質經学、似失驪龍珠

③「工村々舎詩集 三編、一名枕上集」（小室家二七五）「明治十二年（十七年）
 寄芳川襄齋

旧学三年糜琢磨、忍城風月近如何、筆端有舌何要面、寄到郵書不厭多
 ④「正気詩文 明治十八年編輯」（小室家二六五九）「明治十八年」
 川島梅坪招泛余及古橋楊洲於刀川分野航恰受而三人得野字兼寄忍城芳川襄齋
 （安政三年作）

東寧河大風灑々、汀洲經易長杜若、時光有似河流疾、悠悠青春變朱度、
 故人招我泛画船、筆索縱橫推酒罈、小舟邂逅來助歡、今日何日尺案者、
 一吟一酌終忘吟、吟筆一枝付靈捨、寿才讓君李百篇、嚴令恃我劉三雅、
 紅裙行酒勝青衣、笑声驚座口豁聞、中年頼酒開好懷、何必糸竹勞陶写、
 俯仰之間船脚移、渡口殘花烟惹々、捨船上岸就店家、鯉魚羹美勝龍鮓、
 人言店壁草隸奇、鵬翁所書真非假、暗壁無後碧紗籠、往々字裂成庖厨、
 翁也託生此水郷、清淑々氣為陶冶、都門夫酒罵王侯、儒俠之名其比寡、
 今日出生有愧翁、鞠躬屏氣權門下、風月何争翁快論、有口不言類暗啞、
 吾曹疎狂進相垂、且將詩酒結一社、眼花縷々醉欲眠、敢論乘船亦乘馬、

人物風流江左同、我对諸君心傾瀉、但恨此座欠車公、一水青隔城与野

楊洲宅集席上贈襄齋々々向參五翁詩社

清佳亭樹对城門、忽湯相逢喜氣温、曾夢十年日白社、新歡一夜对青樽、

談高俣好交諧諱、詩妙何妨挾議論、況德風流樂道主、百華鏤給兩餐

⑤「正氣詩文 明治十八年十月編輯」(小室家二六五八)〔明治十八年〕

中秋觀月有感醉中賦長句 芳川襄齋

是日細雨沓々至晚開霽月色皎然

秋陰低野雨蕭々、偏怯滂沱妨良宵、募地晚晴清颺起、一掃烟雲拭九霄、

姮娥惠然闌檐隙、乍看清輝溢几席、白露橫空銀漢明、頓覺爽涼迫稀裕、

蹙然有声客踵門、倒屣相邀娛今夕、野藪山肴具匏樽、桂香入盃吸重碧、

醉中对月發浩歎、官途半生徒踟躕、野鶴久屈樊籠中、零丁空歛凌雲翮、

君不見、人生百年尚快意、齷促何苦漫役々、

又不見、修短有命婦一丘、不君生前親歛伯